



支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和2年度	支出項目	人件費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R2.4.21	政務活動補助員4月分給料	95,000	
2	R2.4.21	政務活動補助員通勤費4月分	2,250	
3	R2.5.21	政務活動補助員5月分給料	95,000	
4	R2.5.21	政務活動補助員通勤費5月分	2,250	
5	R2.5.28	社会保険料4月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
6	R2.6.19	政務活動補助員6月分給料	95,000	
7	R2.6.19	政務活動補助員通勤費6月分	2,250	
8	R2.6.26	社会保険料5月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
9	R2.7.21	政務活動補助員7月分給料	95,000	
10	R2.7.21	政務活動補助員通勤費7月分	2,250	
11	R2.7.31	社会保険料6月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
12	R2.8.7	政務活動補助員夏季手当	95,000	
13	R2.8.21	政務活動補助員8月分給料	95,000	
14	R2.8.21	政務活動補助員通勤費8月分	2,250	
15	R2.8.31	社会保険料7月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
16	R2.9.18	政務活動補助員9月分給料	95,000	
17	R2.9.18	政務活動補助員通勤費9月分	2,250	
18	R2.9.29	社会保険料8月分	27,170	政務活動補助員(26404×1/2+69510×1/2)×1/2+1268×1/2=27170
19	R2.10.21	政務活動補助員10月分給料	95,000	
20	R2.10.21	政務活動補助員通勤費10月分	2,250	
21	R2.10.29	社会保険料9月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
22	R2.11.20	政務活動補助員11月分給料	95,000	
23	R2.11.20	政務活動補助員通勤費11月分	2,250	
24	R2.11.27	社会保険料10月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
25	R2.12.15	政務活動補助員年末手当	95,000	
			1,076,680	

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和2年度	支出項目	人件費	NO. 2
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
26	R2.12.21	政務活動補助員12月分給料	95,000	
27	R2.12.21	政務活動補助員通勤費12月分	2,250	
28	R2.12.30	社会保険料11月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
29	R3.1.21	政務活動補助員通勤費1月分	2,250	
30	R3.1.21	政務活動補助員給料1月分	95,000	
31	R3.1.29	社会保険料12月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
32	R3.2.19	政務活動補助員2月分給料	95,000	
33	R3.2.19	政務活動補助員通勤費2月分	2,250	
34	R3.3.1	社会保険料1月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
35	R3.3.19	政務活動補助員通勤費3月分	2,250	
36	R3.3.19	政務活動補助員3月分給料	95,000	
37	R3.3.31	社会保険料2月分	13,585	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585
38	R3.4.30	社会保険料3月分	13,547	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13547
		小計	456,887	
		合計	1,533,567	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月1日 から 令和2年4月30日				
支出年月日	令和2年4月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員4月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 領収書貼付欄 (人件費) </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">領 収 証</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><u>金 190,000円 也</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">但 2020年4月分の給与として、上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">2020年4月21日</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 80px; margin: 20px auto;"></div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	高橋
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	2		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月1日 から 令和2年4月30日				
支出年月日	令和2年4月21日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費4月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

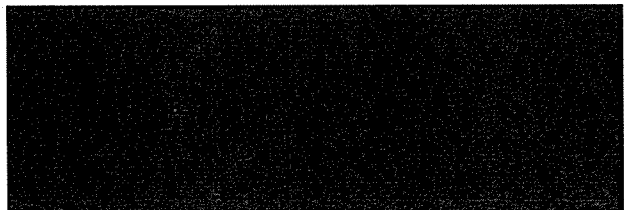
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 4,500円 也

但 2020 年 4 月分の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2020 年 4 月 21 日





支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	倉持
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日				
支出年月日	令和2年5月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員5月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 領収書貼付欄 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>領 収 証</p> <p>日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p><u>金 190,000円 也</u></p> <p>但 2020年5月分の給与として、上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">2020年5月21日</p> <div style="background-color: black; width: 200px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div> </div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	4		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日				
支出年月日	令和2年5月21日				
支出金額	2,250 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使途内容	政務活動補助員通勤費5月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領収書貼付欄

(1/4冊)

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 4,500円 也

但 2020年5月分の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2020年5月21日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任 者	倉茂
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	5		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月1日 から 令和2年4月30日				
支出年月日	令和2年5月28日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料4月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄				(人件費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金 厚生保険

年金特別会計 国民年金特別徴収 取組庁番号 厚生労働省年金局(新潟西)

納付目的年月 令和2年4月分
 納付期限 令和2年6月1日
 右記のとおり納付してください。
 令和2年5月21日

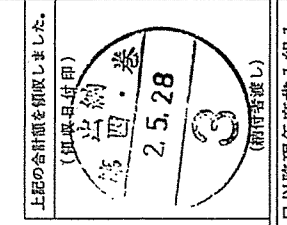
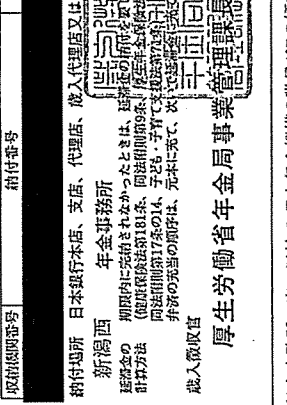
健康保険料 18202円
 厚生年金勘定 34770円
 子ども・子育て支援勘定 684円
 子ども・子育て拠出金

令和2年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付金額 合計 額 千 百 十 万 千 百 十 円
 5 3 6 5 6

事業所管理番号 事業所番号 証券受領 全部 一部



取組別四桁番号 納付番号 確認番号
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は日本年金機構
 新潟西 年金事務所
 新潟県 新潟市 中央区 学校町通1番町 602-1
 日本共産党新潟市議会議員団控室
 日本共産党新潟市議会議員団
 渡辺 有子



厚生労働省年金局事業管理課 収入徴収係
 令和2年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(領付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	6		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日				
支出年月日	令和2年6月19日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員6月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領収書貼付欄

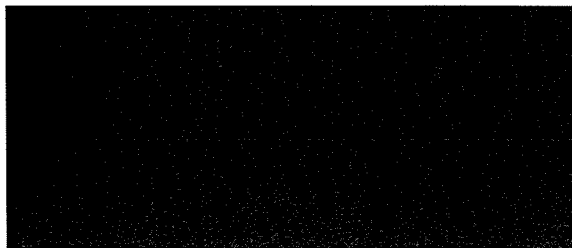
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 190,000円 也

但 2020 年 6 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 6 月 19 日



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	7		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日				
支出年月日	令和2年6月19日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費6月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,500円 也

但 2020 年 6 月分の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2020 年 6 月 19 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	8		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日				
支出年月日	令和2年6月26日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料5月分				
備 考	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生保険

国庫金



取組行名 厚生労働省年金局（新潟西）

取組番号

00063919

納付書番号

0343 6375

納付月

2

納付目的年月

令和 2年 5月分

納付期限

令和 2年 6月 30日

右記のとおりお支払いください。

令和 2年 6月 19日

事業所整理番号 事業所番号

うち証券受領

証券受領 一部

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て給付金
684円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770円

合計 額
千 百 十 万 千 百 十 円
5 3 6 5 6
¥

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども子育て給付金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取組行支店番号 納付番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人支援センター又は日本年金機構
新潟西 年金事務所
新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子



歳入徴収係
厚生労働省年金局事業管理課

上記の合計額を領収しました。

(領収日付印)

新潟市 巻
第 26.76
77
(納付書兼し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの消取証書により領収することはありません。
この納入告知書(領収書)はP.A.Y.Easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して領収することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	倉長
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	9		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日				
支出年月日	令和2年7月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	[REDACTED]				
使 途 内 容	政務活動補助員7月分給料				
備 考	190,000円×1/2 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄	(人件費)				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様


金 190,000円 也

但 2020 年 7 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 7 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	10		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日				
支出年月日	令和2年7月21日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費7月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領収書貼付欄

(1/4冊)

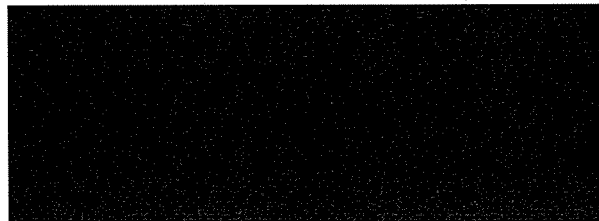
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

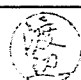

金 4,500円 也

但 2020 年 7 月の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2020 年 7 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	//		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日				
支出年月日	令和2年7月31日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料6月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄				(人件費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書・領収証書

厚生年金 国庫金 厚生保険



取振行名 厚生労働省年金局(新潟西)

取振行番号 00063919

内閣府の厚生年金積立金 6375

年金特別会計 0343

年度 2

納付目的年月

令和 2年 6月分

納付期限

令和 2年 7月 31日

右記のとおり納付してください。

令和 2年 7月 20日

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て奨励金
684 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770 円

健康助定
健康保険料
18202 円

北陸所管理記号 事業所番号

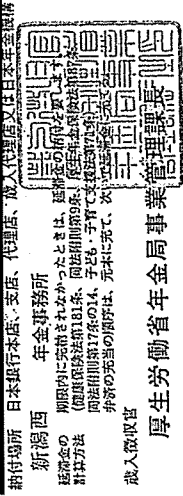
うち証券受領 円

証券受領 一部

合計額 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 円
5 3 6 5 6

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て奨励金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

口座振替
納付番号
種別番号



納入徴収店
厚生労働省年金局事業管理課



951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子

上記の合計額を領収しました。
(銀行印)
納付書
第 四 ・ 卷
2.7.31
9
(納付書破し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金滞り納付の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはできません。
この納入告知書(領収書)はay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	/2		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月7日				
支出年月日	令和2年8月7日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員夏季手当				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領収書貼付欄

(人件費)

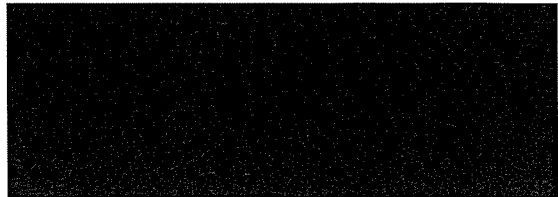
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 190,000円 也

2020年賞与(夏期手当)として、上記正に領収いたしました。

2020年8月7日





支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	13		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月1日 から 令和2年8月31日				
支出年月日	令和2年8月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員8月分給料				
備 考	190,000円×1/2 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄					(人件費)
<p>領 収 証</p> <p>日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p><u>金 190,000円 也</u></p> <p>但 2020 年 8 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。</p> <p style="text-align: right;">2020 年 8 月 21 日</p> <div style="background-color: black; width: 200px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		<small>経理 責任 者</small>	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	19		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月1日 から 令和2年8月31日				
支出年月日	令和2年8月21日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費8月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

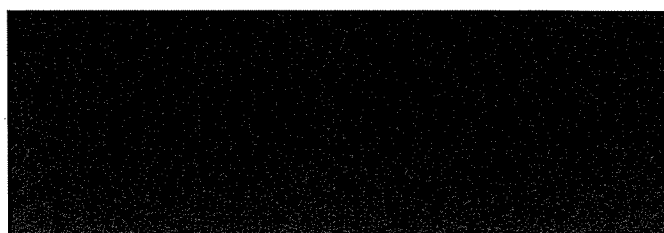
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 4,500円 也

但 2020 年 8 月 分 の 通 勤 費 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 8 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡	経理 責任 者	倉
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	15		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日				
支出年月日	令和2年8月31日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料7月分				
備 考	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金



取組庁名
厚生労働省年金局 (新潟西)

取組庁番号
00063919

年金特別会計 納付口座振替
0343 6375

納付目的年月
令和2年7月分
納付期限
令和2年8月31日
右記のとおり納付してください。
令和2年8月20日

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て支出金
684円

厚生年金拠定
厚生年金保険料
34770円

健康拠定
健康保険料
18202円

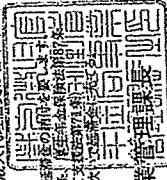
事業所番号
うち証券受領
円

証券受領
全部
一部

合計
千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 円
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支出金
令和2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取組口座振替
納付番号
951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子



上記の合計額を印取りました。
(領収日付印)
28.31
納付者渡し

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy (ペイジー) NISのATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	16		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月1日 から 令和2年9月30日				
支出年月日	令和2年9月18日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員9月分給料				
備 考	190,000円×1/2 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

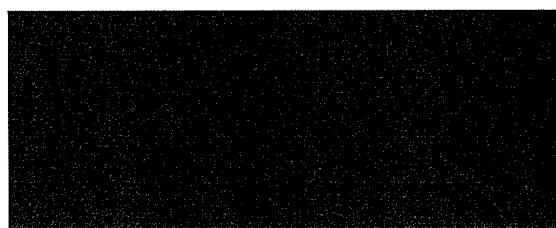
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 190,000円 也

但 2020 年 9 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 9 月 18 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	17		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月1日 から 令和2年9月30日				
支出年月日	令和2年9月18日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費9月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領収書印付欄

(人件費)

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,500円 也

但 2020 年 9 月の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2020 年 9 月 18 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	18		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月1日 から 令和2年8月31日				
支出年月日	令和2年9月29日				
支 出 金 額	27,170 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料8月分				
備 考	政務活動補助員 $(36404 \times 1/2 + 69540 \times 1/2) \times 1/2 + 1368 \times 1/2 = 27170$				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

厚生保険

国庫金

納入告知書 納付書*領収証書



取扱店名
厚生労働省年金局 (新潟西)

年度 2
年金特別会費 0343
令和2年の厚生年金積立 6375
取付番号 00063919

振付目的年月
令和 2年 8月分
納付期限
令和 2年 9月 30日
右記のとおりお支払いください。
令和 2年 9月 18日

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども子育て給付金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

子ども・子育て支援助定 子ども・子育て給付金	1368
厚生年金助定 厚生年金保険料	69540
健康保険料 健康保険料	36404
合計	107312

証券受領
全部
一部

うち証券受領
円

非業所番号

取付場所
納付場所
新新潟西

日本銀行本店、支店、代理店、貸入代理店又は日本証券振替
年金事務所
令和2年内にお納せられたときは、口座振替
(健康保険法第181条、同法施行令第9条、児童手当法第14条、児童手当法第17条の14、及び児童手当法の所定の方法)に基づき、元本に充て、次の用途に充てられます。

此入徴収書
厚生労働省年金局事業債管理課 提出

納付番号
種別番号

印
9
2.9.29
第14.巻



上記の合計額を預収しました。
(領収日付印)

951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子 様

翌年度5月1日以降現年度歳入組入


年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により預収することはありません。
この納入告知書(領付書)はPAY-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用してお支払いすることができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	19		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年10月1日 から 令和2年10月31日				
支出年月日	令和2年10月21日				
支出金額	95,000 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員10月分給料				
備 考	190,000円×1/2 190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄					(人件費)
<p>領 収 証</p> <p>日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p><u>金 190,000円 也</u></p> <p>但 2020 年 10 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。</p> <p style="text-align: right;">2020 年 10 月 21 日</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>					

備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	20		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年10月1日 から 令和2年10月31日				
支出年月日	令和2年10月21日				
支出金額	2,250 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費10月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				
領収書貼付欄				(人件費)	

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,500円 也

但 2020 年 10 月 分 の 通 勤 費 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 10 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	2/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月1日 から 令和2年9月30日				
支出年月日	令和2年10月29日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料9月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書・納付書・領収証書

厚生年金

国庫金

厚生保険



取扱行名

厚生労働省年金局 (新潟西)

取扱い番号

00063919

納付目的年月

令和 2年 9月分

納付期限

令和 2年 11月 2日

右記のとおり納付してください。

令和 2年 10月 20日

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
684 円

厚生年金拠定
厚生年金保険料
34770 円

健康保険助定
健康保険料
18202 円

うち証券受領
円

事業所整理記号 事業所番号

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 円
5 3 6 5 6 6

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取扱い明細番号 納付番号 種別番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構

新潟西 年金事務所

種別番号 納付番号 種別番号
この印は、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金の納付に必要です。納付後、印がなくなると、納付が完了したとみなされます。印がなくなると、納付が完了したとみなされます。印がなくなると、納付が完了したとみなされます。

蔵入蔵取値

厚生労働省年金局事業管理課

951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子



上記の合計額を預取しました。
(領収日付印)

2029
2029
(納付巻渡し)

翌年度5月1日以降現年度蔵入組入



年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。この納入届書(領付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	22		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年11月1日 から 令和2年11月30日				
支出年月日	令和2年11月20日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員11月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収	領 収 証				費)
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0 0 0;"><u>金 190,000円 也</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">但 2020 年 11 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">2020 年 11 月 20 日</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	23		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年11月1日 から 令和2年11月30日				
支出年月日	令和2年11月20日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費11月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領収書貼付欄

(人件費)

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,500円 也

但 2020 年 11 月 分 の 通 勤 費 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2020 年 11 月 20 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	24		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年10月1日 から 令和2年10月31日				
支出年月日	令和2年11月27日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料10月分				
備 考	政務活動補助員(18202×1/2+34770×1/2)×1/2+684×1/2=13585				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書と領収証書

厚生保険

国庫金



取振行名
厚生労働省年金局(新潟西)

取振行番号
00063919

年度
2

0343

6375

納付書番号

納付目的年月

令和 2年 10月分

納付期限

令和 2年 11月 30日

右記のとおり納付してください。

令和 2年 11月 19日

子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金
684円

厚生年金勘定
厚生年金保険料
34770円

健康保険料
健康保険料
18202円

うち証券受領
円

証券受領
円

事業所番号
[Redacted]

納付金額
円

合計
円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

取振機関番号
[Redacted]

納付番号

確認番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、税入(代理店又は日本年金機構)

新潟西 年金事務所

証券金の
計算方法

期日内に完済されなかったときは、延滞金の納付を要します。

(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第17条、同法附則第17条の4、子ども・子育て支援法第91条)

併済の充当の期日は、元本に充て、次に掲げる順序で充当します。

徴入徴収係

厚生労働省年金局事業管理課

951-8126 新潟市中央区

学校町通1番町 602-1

日本共産党新潟市議会議員団控室

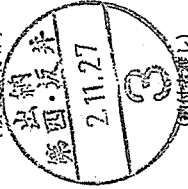
日本共産党新潟市議会議員団

渡辺 有子

様

上記の合計額を仰収しました。

(領収日付印)



翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(領収書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	渡辺
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	25		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月15日				
支出年月日	令和2年12月15日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員年末手当				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領収書貼付欄 (人件費)

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 190,000円 也



2020年賞与（年末手当）として、上記正に領収いたしました。

2020年12月15日





※印
備

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	26		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月1日 から 令和2年12月31日				
支出年月日	令和2年12月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員12月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				
領収書貼付欄 (人件費)					
<p>領 収 証</p> <p>日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <p><u>金 190,000円 也</u></p> <p>但 2020 年 12 月分の給与として、上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">2020 年 12 月 21 日</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	27		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月1日 から 令和2年12月31日				
支出年月日	令和2年12月21日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費12月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,500円 也

但 2020 年 12 月分の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2020 年 12 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	28		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年11月1日 から 令和2年11月30日				
支出年月日	令和2年12月30日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料11月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

厚生保険

国庫金

納入告知書 納付書 領収証書



取組庁名
厚生労働省年金局(新潟西)

取組庁番号
00063919

納付目的
令和2年11月分
令和3年1月4日
令和2年12月21日

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
円 684

厚生年金助定
厚生年金保険料
円 34770

健康保険料
健康保険料
円 18202

事業所番号
納付番号
業務所整理記号
原簿照会番号

うち証券受領
円

合計額
千 百 十 万 千 百 十 四
千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十
円 ¥ 5 3 6 5 6

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

上記の合計額を払戻しました。

(領収日付印)
2021.12.30
77
(納付者渡し)

951-8126 新潟市中央区
学校町通1番町602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
新潟西
年金事務所
新潟県新潟市中央区西町1-1-1
〒951-8501
電話 025-243-1111
FAX 025-243-1112
受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
手数料 納付金額の1% (最低100円、最高1000円)
振込方法 振込口座は、元本に充て、次に記載の口座に振り込まれます。
成人徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任 者	新潟
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	29		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月1日 から 令和3年1月31日				
支出年月日	令和3年1月21日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費1月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				
領収書貼付欄					(人件費)

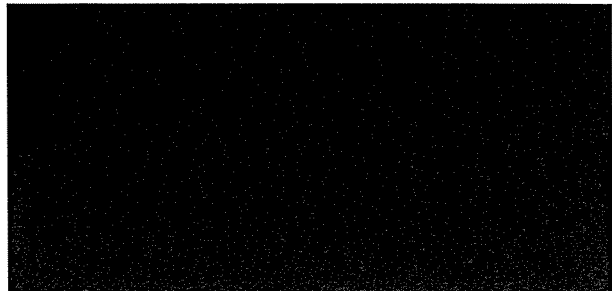
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

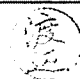

金 4,500円 也

但 2021 年 1 月分の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2021 年 1 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	30		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月1日 から 令和3年1月31日				
支出年月日	令和3年1月21日				
支 出 金 額	95,000 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員給料1月分				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

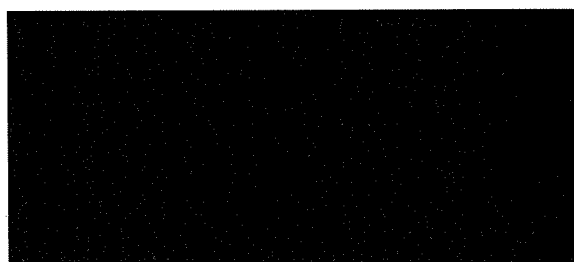
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 190,000円 也

但 2021 年 1 月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2021 年 1 月 21 日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	31		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月1日 から 令和2年12月31日				
支出年月日	令和3年1月29日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料12月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄	(人件費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書と領収証書

厚生保険

国庫金



納付目的
令和2年
12月分
令和3年
2月1日
令和3年
1月21日

取扱店番号

00063919

取扱店名

厚生労働省年金局 (新潟西)

年金特別金計

0343 6375

健康保険料

18202 円

厚生年金掛定

34770 円

子ども・子育て支援助定

684 円

子ども・子育て拠出金

684 円

健康保険料	18202
厚生年金掛定	34770
子ども・子育て支援助定	684
子ども・子育て拠出金	684

健康保険料	18202
厚生年金掛定	34770
子ども・子育て支援助定	684
子ども・子育て拠出金	684

事業所整理番号 [] 事業所番号 [] うち証券受領 円

口座振替番号 [] 振替番号 []

合計額

千	百	十	千	百	十	百	十
0	0	0	5	3	6	5	6

Y 53656

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

新潟西 年金事務所
 納付書に交付された場合は、建替金の納付を要します。
 建替金の (健康保険法第181条、同法第174条、厚生年金保険法第77条) 計上方法
 同法第174条の14、子ども・子育て支援法第71条) 計上方法
 非済の預金の別府は、元本に充て、次に従って返済金に充てる。
 歳入徴収証
 厚生労働省年金局事業管理課長
 渡辺 有子




951-8126 新潟市 中央区
 学校町通1番町 602-1
 日本共産党新潟市議会議員団控室
 日本共産党新潟市議会議員団
 渡辺 有子

上記の金額を領収しました。
 (領収日付印)
 3.1.29
 新潟北越
 (納付書渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がごの領収証書による領収書に捺印することはありません。
 この納入告知書 (納付書) はPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	32		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年2月1日 から 令和3年2月28日				
支出年月日	令和3年2月19日				
支出金額	95,000 円				
支出先					
使 途 内 容	政務活動補助員2月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領収書貼付欄

/ (証 書)

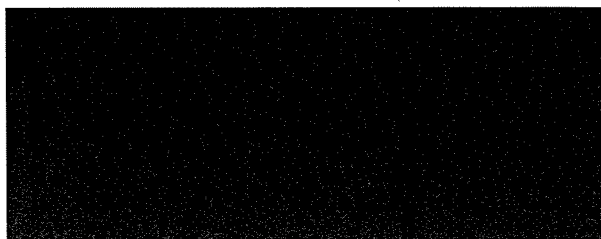
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様




金 190,000円 也

但 2021 年 2 月 分 の 給 与 と し て 、 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た 。

2021 年 2 月 19 日



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	33		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年2月1日 から 令和3年2月28日				
支出年月日	令和3年2月19日				
支出金額	2,250 円				
支出先					
使途内容	政務活動補助員通勤費2月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

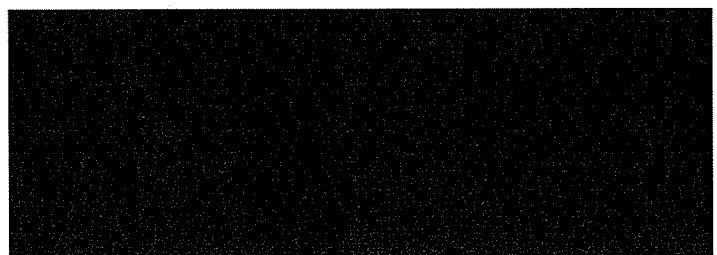
領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様



金 4,500円 也

但 2021 年 2 月分の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2021 年 2 月 19 日



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	34		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月1日 から 令和3年1月31日				
支出年月日	令和3年3月1日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料1月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金



年度 2 年 0343 6375 00063919 厚生労働省年金局 (新潟西)

納付 令和 3年 1月 3日 納付 令和 3年 2月 18日

子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金 684 円

厚生年金勘定
厚生年金保険料 34770 円

健康保険勘定
健康保険料 18202 円

事業所番号 うち証券受領 証券受領 一部

合計 額 千 百 十 万 千 百 十 円
5 3 6 5 6

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金
令和 2年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
新潟西 年金事務所
新潟市の 加納内に支店がなかったときは、証券受領の納付を認めます
(健康保険法第118条、同法第119条、同法第120条、厚生年金保険法第87条、同法第88条第1項第1号、同法第89条第1号、子ども・子育て支援法第17条第1号)
引付方法 外幣の充当の届出は、元本に於て、次いで証券受領に於ける
成人徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 渡辺 有子



951-8126 新潟市 中央区
学校町通1番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子

上記の合計額を領収しました。
(領収書 付取)
出納 3.31
第四北越 沼垂
(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の「Pay-easy」(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	35		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年3月1日 から 令和3年3月31日				
支出年月日	令和3年3月19日				
支 出 金 額	2,250 円				
支 出 先	XXXXXXXXXX				
使 途 内 容	政務活動補助員通勤費3月分				
備 考	4,500 円 × 1/2 = 2,250 円				

領収書貼付欄

(1/1冊)

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 4,500円 也

但 2021 年 3 月の通勤費として、上記正に領収いたしました。

2021 年 3 月 19 日



支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理責任者	渡辺
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	36		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年3月1日 から 令和3年3月31日				
支出年月日	令和3年3月19日				
支出金額	95,000 円				
支出先	XXXXXXXXXX				
使途内容	政務活動補助員3月分給料				
備 考	190,000 円 × 1/2 = 95,000 円				

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様

金 190,000円 也

但 2021年3月分の給与として、上記正に領収いたしました。

2021年3月19日



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	倉本
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	37		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年2月1日 から 令和3年2月28日				
支出年月日	令和3年3月31日				
支 出 金 額	13,585 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料2月分				
備 考	政務活動補助員 $(18202 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13585$				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 納税通知書番号 取扱行番号 取扱行名 厚生労働省年金局(新潟西)



借付者 令和3年2月分
 納付期限 令和3年3月31日
 納付方法 (往復振替) 18202円

健康保険料	18202円
厚生年金保険料	34770円
子ども・子育て支援給付金	684円
子ども・子育て給付金	684円

事業所番号 事務所番号 納付番号

合計	¥ 53,656
令和2年度	
内閣府及び厚生労働省所管	
年金特別会計	

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
 新潟西 年金事務所
 新潟市中央区1番町1-1
 日本共産党新潟市議会議員団 渡辺 有子



上記の金額を領収しました。
 (領収日付印)
 領収 21-03-31 010619
 日本年金機構
 新潟西年金事務所
 (納付者渡し)

令和3年3月2日 令和3年3月2日
 令和3年3月2日 令和3年3月2日
 令和3年3月2日 令和3年3月2日

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任 者	高橋
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	38		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年3月1日 から 令和3年3月31日				
支出年月日	令和3年4月30日				
支 出 金 額	13,547 円				
支 出 先	厚生労働省年金局				
使 途 内 容	社会保険料3月分				
備 考	政務活動補助員 $(18050 \times 1/2 + 34770 \times 1/2) \times 1/2 + 684 \times 1/2 = 13547$				
領収書貼付欄					(人件費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金



納付
目的 3年
年月 3月分

納付
期限 4月30日
令和 3年

令和 4月20日

取扱店名

厚生労働省年金局 (新潟西)

取扱い番号

00063919

年金特別会計

0343

納付額

6375

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て給付金
684

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770

健康保険料
健康保険料
18050

うち証券受領

証券受領
全部
一部

非業所番号

年金事務所
新潟西

領収番号

納付額

千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十

合 計 額

〒 5 3 5 0 4

円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て給付金

令和3年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

上記の合計額を収めました。

(印紙貼付)

出 納
3,430
第四北越
養 (納付済印)

951-8126 新潟市 中央区
学校町通 1 番町 602-1
日本共産党新潟市議会議員団控室
日本共産党新潟市議会議員団
渡辺 有子 様

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収を受けることはできません。
この納入告知書 (納付書) は、pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して領収することができます。



支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和2年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R2.4.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク4月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
2	R2.4.23	電卓購入	640	会派控室用
3	R2.5.1	ボールペン赤3本	231	会派控室用
4	R2.5.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク5月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
5	R2.5.13	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料4月分	11,914	会派控室用(23,718+110)×1/2=11,914円
6	R2.5.22	PPCペーパー他事務用品購入	8,052	会派控室用
7	R2.6.3	PC複合機、PCネットワーク環境サポート、ウイルス対策ソフト利用料(4月～翌年3月分)、コピーチャージ料5月分	41,941	(10,000+15,000+2,550×6+2,550×9/12+10,365+2,379)×1.1+330×1/2
8	R2.6.5	FAX代等4月分電話代	3,241	会派控室用
9	R2.6.8	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク6月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
10	R2.6.30	ケースファイル、ボールペン替芯	1,742	会派控室用
11	R2.7.2	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料金6月分	17,027	会派控室用(33,725+330)×1/2
12	R2.7.6	FAX代等5月分電話代	3,118	会派控室用
13	R2.7.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク7月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
14	R2.8.5	FAX代等6月分電話代	3,175	会派控室用
15	R2.8.6	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料金7月分	14,267	会派控室用(28,425+110)×1/2
16	R2.8.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク8月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
17	R2.8.28	PPCペーパー購入	1,045	会派控室用
18	R2.9.2	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料8月分	11,630	会派控室用(23,151+110)×1/2
19	R2.9.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク9月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2=21,258円
20	R2.9.7	FAX代等7月分電話代	3,144	会派控室用
21	R2.10.2	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料9月分	16,089	会派控室用 (31,848+330) ×1/2=16,089円
22	R2.10.5	FAX代等8月分電話代	3,092	会派控室用
23	R2.10.12	議員団用封筒代	8,800	会派控室用
24	R2.10.19	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク10月分リース代	21,258	(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2=21,258円
25	R2.10.30	PPCペーパー購入	3,327	会派控室用
			301,281	

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和2年度	支出項目	事務所費	NO. 2
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
26	R2.11.5	FAX代等9月分電話代	3,140	会派控室用
27	R2.11.5	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料10月分	15,724	会派控室用(31,118+330)×1/2=15,724円
28	R2.11.9	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク11月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
29	R2.12.4	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料11月分	11,612	会派控室用(23,115+110)×1/2=11612
30	R2.12.7	FAX代等10月分電話代	3,153	会派控室用
31	R2.12.7	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク12月分リース代	21,258	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2
32	R3.1.5	FAX代等11月分電話代	3,166	会派控室用
33	R3.1.7	パソコン(議員5人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク1月分リース代	19,443	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890×2/3)×1/2
34	R3.1.8	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料12月分	10,969	会派控室用(21,828+110)×1/2
35	R3.1.28	布粘着テープ	220	会派控室用
36	R3.2.3	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料1月分	10,365	会派控室用(20,620+110)×1/2=10,365円
37	R3.2.5	FAX代等12月分電話代	3,180	会派控室用
38	R3.2.8	パソコン(議員5人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク2月分リース代	19,443	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890×2/3)×1/2
39	R3.3.2	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料2月分	11,500	会派控室用(22,891+110)×1/2=11,500円
40	R3.3.5	FAX代等1月分電話代	3,101	会派控室用
41	R3.3.8	パソコン(議員5人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク3月分リース代	19,443	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890×2/3)×1/2
42	R3.3.25	PPCペーパー他購入	2,585	会派控室用
43	R3.4.5	FAX代等2月分電話代	3,123	会派控室用
44	R3.4.13	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料3月分	12,228	会派控室用(15,000+3,735+3,476+22)×1.1×1/2
45	R3.4.30	FAX代等3月分電話代	3,286	会派控室用
		小 計	198,197	
		合 計	499,478	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月1日 から 令和2年4月30日				
支出年月日	令和2年4月7日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク4月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団 様
代表 渡辺 有子

5 02-04-07 100 *57,762 上野幸江。列

お支払一覧表

平成 28 年 4 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

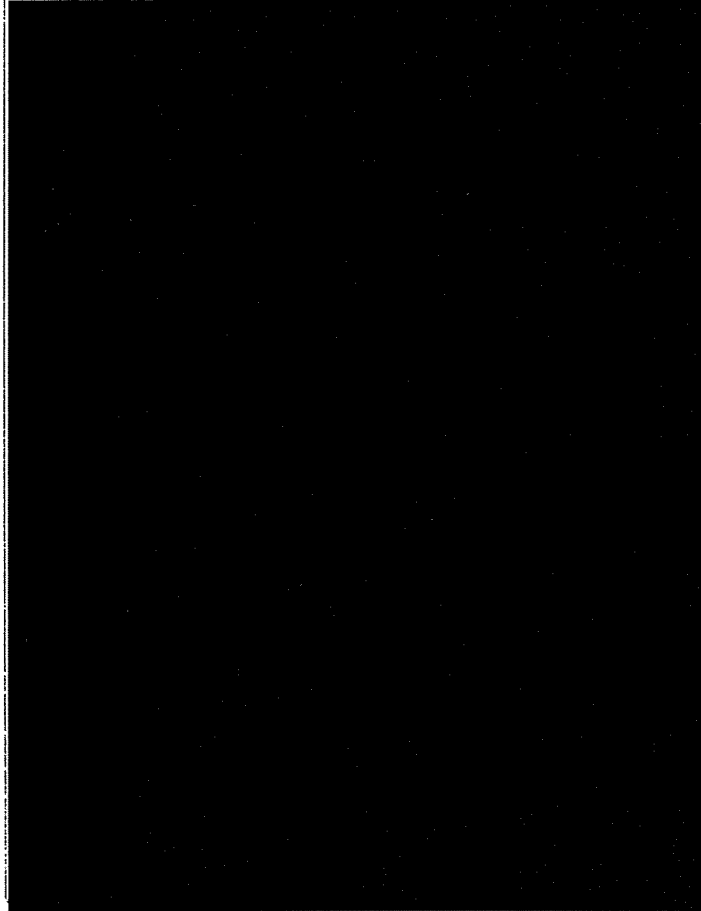
取
扱

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	660,000 円
		消費税額	52,800 円
物件名	VK25L/X-N Win7	お支払総額	712,800 円
ご契約期間	平成 28 年 4 月 1 日より 60 ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
〒950-0087 新潟県新潟市中央区
東大通 1-3-8
TEL.025-241-2900



49	32	4	32	4	7	11880	880	130680
50	32	5	32	5	7	11880	880	118800
51	32	6	32	6	7	11880	880	106920
52	32	7	32	7	7	11880	880	95040
53	32	8	32	8	7	11880	880	83160
54	32	9	32	9	7	11880	880	71280
55	32	10	32	10	7	11880	880	59400
56	32	11	32	11	7	11880	880	47520
57	32	12	32	12	7	11880	880	35640
58	33	1	33	1	7	11880	880	23760
59	33	2	33	2	7	11880	880	11880
60	33	3	33	3	7	11880	880	0
						712800	52800	

【備考】1. 消費税は現行料率に基づき計算しております。税率が変更された
場合には消費税額が変更になります。
2. お支払後残高には前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までにご指定金融機関口座にご入金下さい。
お支払日が休日の場合、末日振替は前日、それ以外は翌営業日振替と致します。

お支払一覧表

平成 28 年 10 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	765,000 円
		消費税額	61,200 円
		お支払総額	826,200 円
物件名	e-STUDIO 3505A C	内、前払	円
ご契約期間	平成 28 年 10 月 1 日より 60 ヶ月間	リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

日立キヤノンリース株式会社
 法人事業本部 新潟法人支店
 〒950-0087 新潟県新潟市中央区
 東大通 1-3-8
 TEL.025-241-2900

回数	期日	金額	支払日	残高
----	----	----	-----	----

[Redacted Payment Schedule Table]				
-----------------------------------	--	--	--	--

回数	期日	金額	支払日	残高
----	----	----	-----	----

[Redacted Payment Schedule Table]								
43	32	4	32	4	7	13770	1020	234090
44	32	5	32	5	7	13770	1020	220320
45	32	6	32	6	7	13770	1020	206550
46	32	7	32	7	7	13770	1020	192780
47	32	8	32	8	7	13770	1020	179010
48	32	9	32	9	7	13770	1020	165240
49	32	10	32	10	7	13770	1020	151470
50	32	11	32	11	7	13770	1020	137700
51	32	12	32	12	7	13770	1020	123930
52	33	1	33	1	7	13770	1020	110160
53	33	2	33	2	7	13770	1020	96390
54	33	3	33	3	7	13770	1020	82620
						826200	61200	

(参考) 1. 消費税は現行料率に基づき計算しております。税率が変更された場合には消費税額が変更されることがあります。
2. お支払後残高には前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までにご指定金融機関口座にご入金下さい。お支払日が休日の場合、末日振替は前日、それ以外は翌営業日振替と致します。

お支払一覧表

平成 29 年 4 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

印
取

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

このリース料	リース	ご購入金額	372,000 円
		消費税等額	29,760 円
リース料	VK23L/X-T Win1 0Pro (64ビット)	お支払総額	401,760 円
リース期間	平成 29 年 4 月 3 日より 60 ヶ月間	内、前払	円
		リース料	最長月より ヶ月分
		内、現金	円

お支払方法	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

石井本川田信託株式会社
 法人事業本部 新潟法人支店
 〒950-0087 新潟県新潟市中央区
 東大通 1-3-8
 TEL.025-241-2900

36	32	4	7	6696	496	154008
37	32	5	7	6696	496	147312
38	32	6	7	6696	496	140616
39	32	7	7	6696	496	133920
40	32	8	7	6696	496	127224
41	32	9	7	6696	496	120528
42	32	10	7	6696	496	113832
43	32	11	7	6696	496	107136
44	32	12	7	6696	496	100440
45	33	1	7	6696	496	93744
46	33	2	7	6696	496	87048
47	33	3	7	6696	496	80352

※ 消費税等は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された
場合には消費税等額が変更されることがあります。
※ 「お支払総額」には、消費税等を含み前払リース料を含みません。

401760 | 29760
 3. 口座振替の場合、お支払日の前日までにご指定金融機関口座にご入金下さい。
 尚、お支払日が休日の場合は末日振替は前営業日、それ以降は翌営業日振替と致し
 ます。

お支払一覧表

平成 30 年 12 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

殿

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	180,000円
		消費税等額	14,400円
約 件 名	VersaPro タイプVF	お支払総額	194,400円
ご契約期間	平成 30 年 12 月 1 日より 60ヶ月間	内.前払	円
		リース料 (最終月より)	ヶ月分
		内.頭金	円

お支払方法	
金融機関名	
支 店 名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

日立新潟支店株式会社
 法人事業本部 **新潟法人支店**
 〒 950-0087 新潟県新潟市中央区
 東大通 1-3-8
 TEL. 025-241-2900

回	期	日	金	元	角	分	納	入	金	残	高
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

17	32	4	32	4	7	3240	240	139320
18	32	5	32	5	7	3240	240	136080
19	32	6	32	6	7	3240	240	132840
20	32	7	32	7	7	3240	240	129600
21	32	8	32	8	7	3240	240	126360
22	32	9	32	9	7	3240	240	123120
23	32	10	32	10	7	3240	240	119880
24	32	11	32	11	7	3240	240	116640
25	32	12	32	12	7	3240	240	113400
26	33	1	33	1	7	3240	240	110160
27	33	2	33	2	7	3240	240	106920
28	33	3	33	3	7	3240	240	103680

回	期	日	金	元	角	分	納	入	金	残	高
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

29	33	4	33	4	7	3240	240	100440
30	33	5	33	5	7	3240	240	97200
31	33	6	33	6	7	3240	240	93960
32	33	7	33	7	7	3240	240	90720
33	33	8	33	8	7	3240	240	87480
34	33	9	33	9	7	3240	240	84240
35	33	10	33	10	7	3240	240	81000
36	33	11	33	11	7	3240	240	77760
37	33	12	33	12	7	3240	240	74520
38	34	1	34	1	7	3240	240	71280
39	34	2	34	2	7	3240	240	68040
40	34	3	34	3	7	3240	240	64800
41	34	4	34	4	7	3240	240	61560
42	34	5	34	5	7	3240	240	58320
43	34	6	34	6	7	3240	240	55080
44	34	7	34	7	7	3240	240	51840
45	34	8	34	8	7	3240	240	48600
46	34	9	34	9	7	3240	240	45360
47	34	10	34	10	7	3240	240	42120
48	34	11	34	11	7	3240	240	38880
49	34	12	34	12	7	3240	240	35640
50	35	1	35	1	7	3240	240	32400
51	35	2	35	2	7	3240	240	29160
52	35	3	35	3	7	3240	240	25920
53	35	4	35	4	7	3240	240	22680
54	35	5	35	5	7	3240	240	19440
55	35	6	35	6	7	3240	240	16200
56	35	7	35	7	7	3240	240	12960
57	35	8	35	8	7	3240	240	9720
58	35	9	35	9	7	3240	240	6480
59	35	10	35	10	7	3240	240	3240
60	35	11	35	11	7	3240	240	0

※等 1. 消費税等額は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された
 場合には消費税等額が変更されることがあります。
 2. 「お支払後残高」には、消費税等を含み前払リース料を含みません

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までにご指定金融機関口座にご入金ください。
 なお、お支払日が休日の場合は末日振替は前営業日、それ以外は翌営業日振替といたします。

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

請求書

平素格別のお取引に感謝申し上げます。このたびのご請求のお支払方法を下記のとおり変更いたしましたので、お支払の程宜しくお願い申し上げます。

リース	この請求書	594,000円
	前請求書	59,400円
VersaPro タイプVF	請求書	653,400円
令和 2 年 1 月 6 日より	リース料	594,000円
60日間	リース料	59,400円

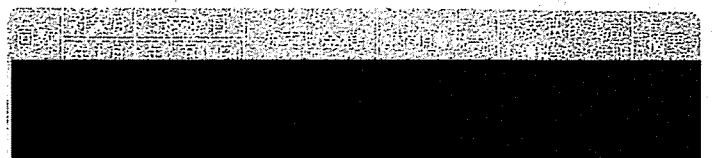
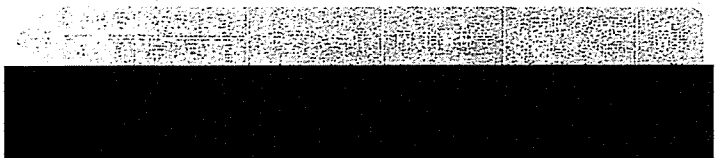
請求書番号	日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子
請求書日	
請求書内容	
請求金額	
支払期日	
支払場所	

◎日立キヤノン株式会社

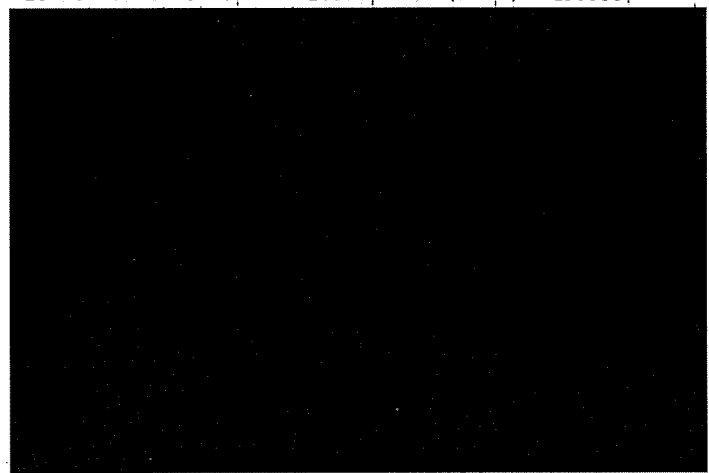
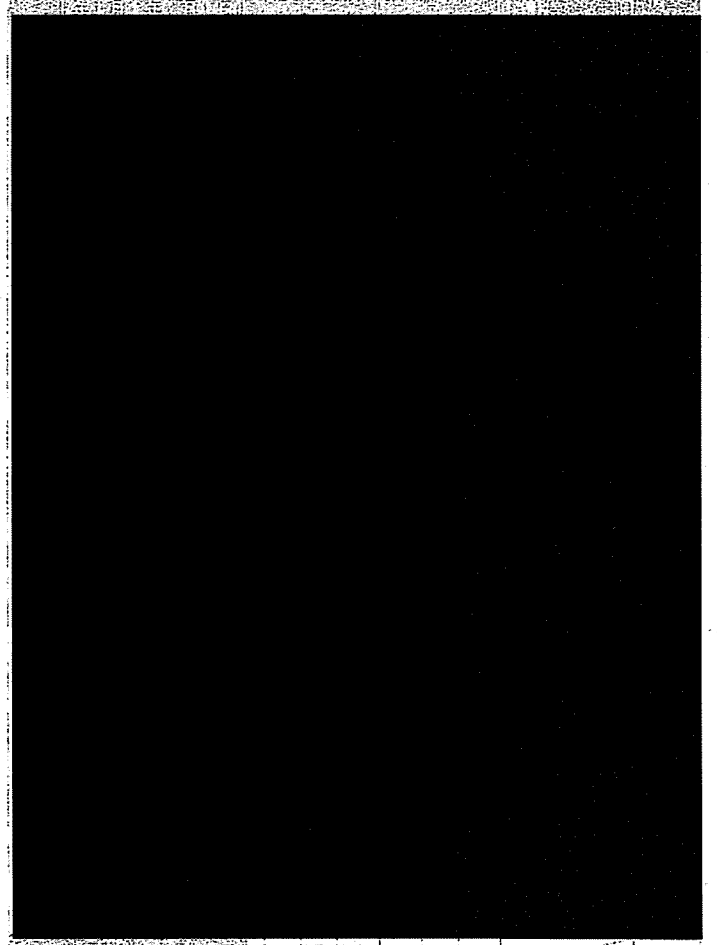
法人事業本部 新潟法支店
〒950-0087新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

TEL. 025-241-2900



4	2	4	2	4	7	10890	990	609840
5	2	5	2	5	7	10890	990	598950
6	2	6	2	6	7	10890	990	588060
7	2	7	2	7	7	10890	990	577170
8	2	8	2	8	7	10890	990	566280
9	2	9	2	9	7	10890	990	555390
10	2	10	2	10	7	10890	990	544500
11	2	11	2	11	7	10890	990	533610
12	2	12	2	12	7	10890	990	522720
13	3	1	3	1	7	10890	990	511830
14	3	2	3	2	7	10890	990	500940
15	3	3	3	3	7	10890	990	490050



653400 59400

3.口座振替の場合、お支払日の前日までには指定会口座振替口座にお入金ください。
なお、お支払日の場合は元日振替の前営業日、それ以外には翌営業日振替となります。

リース契約書

2016年4月1日

契約番号



〒

賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

賃借人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項						
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量					
(1)	第1条	NEC 製 VK25L/X-N Win7 <small>五十歳、^止、_は、^は、_は</small> PC-VK25LXZDN NEC 製 VK25L/X-N Win10 <small>倉茂</small> PC-VK25LXZGN MS 製 OfficePersonal2013	2式 1式 3式					
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社					
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2016年 4月 1日)					
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月					
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)					
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">月</td> <td>リース料</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>880円</td> </tr> </table>	月	リース料	11,000円	消費税等	880円
			月		リース料	11,000円		
				消費税等	880円			
			代理受領					
合計額	11,880円							
初回金	11,880円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)							
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替					
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社					
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被保険者 乙とします。					
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 660,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遞減月額 11,000円					
(11)	第24条	再リース料	年 額 13,200円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)					
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 712,800円 (内消費税等総額 52,800円)						

B

1/05
2015/10改② (法事管) F10028C

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しするときまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権譲渡)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転賃すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を表示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるが、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を早に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞り納の滞り納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めるとき。

- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減滅月額を1ヵ月ごとに減滅する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終業の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。
なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、[外国為替及び外国貿易法]の規制ならびに米出国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2016年10月 / 日

契約番号



賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3450



代表 渡辺 有子



賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社

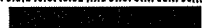
(左記代理人)
新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8
日立キャピタル株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
支店長

執行役社長 川部 誠 治



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式		数 量	
(1)	第1条	東芝 製 e-STUDIO 3505AC 複合機 FC-3505AC-JPD		1式	
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2016年10月 1日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リ ー ス 料 消 費 税 等	12,750円 1,020円
			額	代 理 受 領	
			合 計 額		13,770円
			初 回 金		13,770円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支 払 日 7日 (毎月) 支 払 方 法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 765,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遞減月額 12,750円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 15,300円 (消費税等・代理受領金額は 別途申し受けます。)		
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 826,200円 (内消費税等総額 61,200円)			

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとなります。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとなります。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の可否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、売主されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に賃貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動させること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると同体であるを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をして認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるが、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、甲は一切の責任を負いません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとし、

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課せられ、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁済士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。

- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減算する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。
なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2017年4月3日

契約番号



※

賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子



賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店
支店長



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約事項	契 約 事 項						
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量					
(1)	第1条	NEC 製 事務用補助員用 VK23L/X-T Win10Pro (64ビット) PC-VK23LXZGT Office Personal 2016 アイ・オー・データ 製 4ドライブスタンダードビジネスNAS 4TB HDL4-X4	1式 1式 1式					
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社					
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2017年 4月 3日)					
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月					
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)					
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">月</td> <td>リース料</td> <td style="text-align: right;">6,200円</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td style="text-align: right;">496円</td> </tr> </table>	月	リース料	6,200円	消費税等	496円
			月		リース料	6,200円		
				消費税等	496円			
			代理受領					
合計額	6,696円							
初回金	6,696円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)							
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替					
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社					
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。					
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 372,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 運減月額 6,200円					
(11)	第24条	再リース料	年 額 7,440円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)					
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 401,760円 (内消費税等総額 29,760円) 第5条 (リース料および支払方法) の定めについて、「借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、」を「別表(6)記載の初回金を、借受日の属する月の末日までに振込で支払い、または借受日の属する月の翌月7日の第2回リース料支払日と同日に支払い、」に修正します。						

B

938

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのとしまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、乙は、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、乙は、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日と同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権移転)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の不動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した不動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付着しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であると問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いた威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとし、乙は、この調査の結果を甲に通知するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件撤出費用、弁済士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めるとき。

② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減減月額を1ヵ月ごとに減減する金額とします。

② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。

② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。

② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。

③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。

④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差し引いた金額を甲に返還します。

なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
2. 海外に持ち出すとき。
3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2018年12月1日

契約番号



賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会
TEL(025)226-3450

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店
支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約 条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式		数 量	
(1)	第1条	NEC 製 VersaPro タイプVF 風間		1式	
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2018年11月30日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費 税 等	3,000円 240円
			額	代 理 受 領	
			合 計 額		3,240円
			初 回 金		3,240円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 180,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 通減月額 3,000円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 3,600円 (消費税等・代理受領金額は 別途申し受けます。)		
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 194,400円 (内消費税等総額 14,400円)			

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとしします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとしします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとしします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認められた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付着しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼動および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとしします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が遅着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。

1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減算する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に必要な一切の費用を差し引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国の輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2020年 / 月 6 日

契約番号



キ

日本共産党新潟市議会議員団
賃借人(甲)新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025)226-3450

代表 渡辺 有子



賃借人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)
新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8
日立キャピタル株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
支店長



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



別 表 追加リース分

項目	契約 条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量		
(1)	第1条	NEC 製 VersaPro タイプVF PC-VRL23FB6S4R5 渡辺、飯塚、平	3式		
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2020年 1月 6日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 9,900円 消費税等 990円	
			額	代 理 受 領	
			合 計 額		10,890円
			初 回 金		10,890円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支 払 日 7日 (毎月) 支 払 方 法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被・保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規 定 損 害 金	始期の基本額 594,000円 通減月額 9,900円 (消費税等は別途申し受けます。)		
(11)	第24条	再リース料	年 額 11,880円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)		
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 653,400円 (内消費税等総額 59,400円)			

B

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の逓減月額を1ヵ月ごとに逓減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえ、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に必要な一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	(印)	経理 責任者	(印)																																																																
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	3																																																																		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費																																																																				
実施年月日	令和2年5月1日																																																																				
支出年月日	令和2年5月1日																																																																				
支 出 金 額	231 円																																																																				
支 出 先	文具スーパー事務キチ																																																																				
使 途 内 容	ボールペン赤3本																																																																				
備 考	会派控室用 $462 \text{ 円} \times 1/2 = 231 \text{ 円}$																																																																				
領収書貼付欄					(事務所費)																																																																
<div style="text-align: right;"> <p>文具スーパー 事務キチ</p> <p>文具スーパー事務キチ 新潟店 TEL:025-290-4170 新潟市中央区女池東 1-3-10</p> <p>いらっしゃいませ 文具スーパー事務キチへようこそ またのお越しをお待ちしております</p> <p>2020年05月01日(金)15:16<0003-02></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>4902505186691</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ケMP G-2 F R</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>0 154*</td><td>3</td><td></td><td>462</td></tr> <tr><td colspan="4">-----</td></tr> <tr><td>小計</td><td>3</td><td></td><td>462</td></tr> <tr><td colspan="4">-----</td></tr> <tr><td>内税対象金額</td><td></td><td></td><td>462</td></tr> <tr><td>10.0%対象金額</td><td></td><td></td><td>462</td></tr> <tr><td>(内消費税額 10.0%)</td><td></td><td></td><td>(42)</td></tr> <tr><td colspan="4">-----</td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td>462</td></tr> <tr><td colspan="4">-----</td></tr> <tr><td>現金</td><td></td><td></td><td>500</td></tr> <tr><td colspan="4">-----</td></tr> <tr><td>お預り</td><td></td><td></td><td>500</td></tr> <tr><td>お釣り</td><td></td><td></td><td>38</td></tr> </table> </div>						4902505186691				ケMP G-2 F R				0 154*	3		462	-----				小計	3		462	-----				内税対象金額			462	10.0%対象金額			462	(内消費税額 10.0%)			(42)	-----				合 計			462	-----				現金			500	-----				お預り			500	お釣り			38
4902505186691																																																																					
ケMP G-2 F R																																																																					
0 154*	3		462																																																																		

小計	3		462																																																																		

内税対象金額			462																																																																		
10.0%対象金額			462																																																																		
(内消費税額 10.0%)			(42)																																																																		

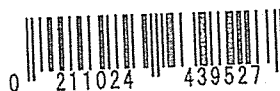
合 計			462																																																																		

現金			500																																																																		



お預り			500																																																																		
お釣り			38																																																																		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

No: XXXXXXXXXX



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	4		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日				
支出年月日	令和2年5月7日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク5月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団 様
代表 渡辺 有子

10 | 02-05-07 | 100 | *54,468 | E77747E°717

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理責任者	倉本
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	5		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月1日 から 令和2年4月30日				
支出年月日	令和2年5月13日				
支 出 金 額	11,914 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料4月分				
備 考	会派控室用 (23,718+110) × 1/2 = 11,914円				

領収書貼付欄

(事務所費)

**ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票**

いつもご利用いただきありがとうございます。ただしお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
02-05-13	280 37	000033
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お 取 引 金 額	
お 振 込	¥23,718	
高 2 階 店 4	手 数 料	¥110
お づ り	¥172	
11-37	残高(←はお借入残高を教わります)	
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
〒951-8501 新潟市中央区南万代2-1-1 ホクキョウサントウエイコミュニケーションズ株式会社 〒951-8501 新潟市中央区南万代2-1-1 ホクキョウサントウエイコミュニケーションズ株式会社 電話番号: 025-226-3450		
<small>裏面のご案内もご確認ください。</small>		

北越銀行

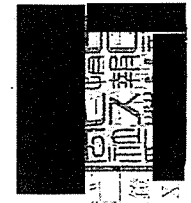
印紙税申告納付につき長岡
※※※※※※※

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

A

2000年 4月 30日 No. 196694



〒051-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-228-3450)



〒950-0813 新潟市中央区鏡
TEL 025-243-5101 FAX

加印は引き立てしるすからりありがとう
ごさいます
下記のとおり御請求申し上げます。

※印は繰越控用商品 各印は繰越控適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御売上額	繰越額	当月御売上額	繰越額
			21,562	2,156	23,718	23,718

日	仕	種	品	名	数	単	額	備
20	4.20	100567795	売上	4月分 PCポリアクリル板 10	1	15,000	15,000	
20	4.30	00570095	売上	お北のチャージ料 204枚	1	3,960	3,960	
				お北のチャージ料 1,183枚	1	2,602	2,602	
				繰越額 05/03-04/03	1			
				消費税 10%約換			2,156	

システムサポート契約書

日本共産党 新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、甲の情報処理システムのシステムサポートに関して、次の通り契約を締結する。

契約要綱

1. 対象システム

PCネットワーク環境サポート

2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

3. 契約金額

(1) 基本料金 月額 15,000円

(2) 消費税額 月額 1,500円

4. 本契約の発効日 令和2年1月6日

第1条 (目的)

甲は、本契約に定める条件に従って、第2条に定めるシステムサポート（以下SEサポートという。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (SEサポートの範囲)

本契約に基づき乙が甲に提供するSEサポートの範囲は、頭書記載の契約要綱（以下要綱という。）1に定める対象システムに関する次の業務とする。

(1) ネットワーク障害調査

インターネット、メール接続障害対応

(2) 運用サポート

電話相談、障害窓口、調査、報告

(3) ウイルス対策ソフト更新サポート

各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業

第3条 (SEサポートの実施)

乙のSEサポートは甲の依頼に応じ、現地作業あるいは遠隔操作にて、これを甲に提供するものとする。ただし、前条各号における訪問回数は別表1の通りとする。

第4条 (対象ハードウェア)

乙のSEサポートは甲の依頼により乙が確認した別表2の対象ハードウェアに限るものとする。

第5条 (作業時間帯)

乙によるSEサポート実施の曜日及び時間帯は、次に定める通りとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

(1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

- 2 甲及び乙が重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、乙は前項の時間帯外であっても速やかに技術員を派遣しSEサポートを実施する。この場合、別表3に定める特別有償料金を甲は乙に別途支払うものとする。

第6条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額その他、第5条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

第7条 (対価の支払い)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別有償料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末日までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

第8条 (代金等の変更)

対象システム及び対象ハードウェアに変更又は追加がなされ、乙が代金等の変更を必要と認める場合には、甲はこれに応じるものとし、当該変更後の金額については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。この場合、対象ハードウェアの変更及び追加そのものに伴うSE作業費用は本契約に含まれないものとする。

第9条 (責任の制限)

乙は誠意をもってSEサポートを実施するものとする。ただし、乙は、SEサポートにより一定の成果が得られることを保証するものでなく、また、対象システムの障害に起因して甲に生じた損害については、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約に基づき乙が甲に対して損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は、本契約に基づき乙が甲から受領した金額を上限とする。

第10条 (秘密保持)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、ただちに本契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第12条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反した時
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第13条 (有効期限)

本契約の有効期限は、要綱4の本契約の発効日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

2020年1月6日

甲

日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL(025) 6-3450

乙

新潟市中央区学校町通1番町602番地1
日本共産党新潟市議会議員団
取締役 上 正 人

別表1

作業内容	年間の限度	備考
ネットワーク障害調査 対象ハードウェアに係る障害調査対応	年4回まで	インターネット、メール接続に関しては障害切り分けを行う。対象ハードウェア以外が原因の場合、問題解決できない可能性有り。
運用サポート 電話相談、障害窓口、調査、報告	限度は設けません	PC再セットアップについては別途有償
ウイルス対策ソフト更新サポート 各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業	限度は設けません	

別表2 対象ハードウェア

システム名称	対象機器	設置場所
PCネットワーク環境サポート	乙からの導入機器及び乙以外からの導入機器 ※	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

※乙以外からの導入機器に関しては問題解決できない可能性有り。

別表3 特別有償料金

規定時間帯外の作業については、1時間当り下記料金を適用する。

時間帯	昼間	早朝、夜間
	午前8時30分～午後5時30分	左記以外
月曜～金曜		6,500円(税抜)
土曜、日曜、国民の祝祭日 及び乙の定める休日	6,500円(税抜)	7,500円(税抜)

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	6		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月27日 から 令和2年5月12日				
支出年月日	令和2年5月22日				
支出金額	8,052 円				
支出先	株式会社ビジネスパートナー・コア				
使途内容	PPCペーパー他事務用品購入				
備 考	会派控室用 $16,104 \text{ 円} \times 1/2 = 8,052 \text{ 円}$				
領収書貼付欄				(事務所費)	

領収証

No. 148

日本共産党議員団

様

2020年 5月 22日

金額	¥ 16,104 -
----	------------

内 但

消費税等

上記正に領収いたしました

現金	0			
小切手				

HISAGO #779

新潟市中央区上3丁目16番地
 レンズハウス
 株式会社ビジネスパートナー・コア
 代表取締役 通浦八重子

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

納 品 書

日本共産党議員団

殿 2020年 4月 27日



オフィス用品のことなら!!

株式会社 **ビジネスパートナー・コア**

代表取締役 樋浦 八重子

〒950-0992

新潟市中央区上所上3丁目16番20号

イレブンハウス3-101

TEL(025)282-7602・FAX(025)282-7603

取引銀行

下記の通り納品申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 PPCペーパー 2500枚入	KW-A4	2	箱	1,900	3,800	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	3,800	380
				8%		
				非課税		
伝票No. 006306*				合計	4,180	※は軽減税率対象

納 品 書

日本共産党議員団

殿 2020年 5月 12日



オフィス用品のことなら!!

株式会社 **ビジネスパートナー・コア**

代表取締役 樋浦 八重子

〒950-0992

新潟市中央区上所上3丁目16番20号

イレブンハウス3-101

TEL(025)282-7602・FAX(025)282-7603

取引銀行

下記の通り納品申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 ディスクカッター A3	カール DC-630	1	台	9,000	9,000	
2 ボールペン	三菱鉛筆 SXX15005.15 赤	7	本	120	840	
3 セロテープ	ニチバン CT405AP-18	1	PAC	1,000	1,000	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	10,840	1,084
				8%		
				非課税		
伝票No. 006386				合計	11,924	※は軽減税率対象

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		代表者	渡辺	経理 責任 者	倉茂
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	7			
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費					
実施年月日	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日					
支出年月日	令和2年6月3日					
支出金額	41,941 円					
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社					
使 途 内 容	PC修理代、PCネットワーク環境サポート、ウイルス対策ソフト利用料(4月～翌年3月分)、コピーチャージ料金5月分					
備 考	$\{(30,000+15,000+2,550 \times 6+2,550 \times 9/12+10,365+3,379) \times 1.1+330\} \times 1/2$ ウイルス対策ソフト利用料は、4月～12月は7台分、1月～3月は6台分を計上					

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機 番	通 番
02-06-03	280	37	002670
銀行番号	支店番号	口 座 番 号	
お 取 引		お 取 引 金 額	
お 振 込		¥87,058	
9	品	手数料	¥330
		おつり	¥2,612
13-46		<small>残高(ーはお借入残高を表わします)</small>	

ホクギンからのご案内またはお振込内容

シーイーシーニイガタシヨウホウサービス、カ
様

ニホンキョウサントウニイガタシキカイギン
様

電話番号 025-226-3450

裏面のご案内もご覧ください。

印紙税申告納
付につき長岡
税務署承認済

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2020年 5月 31日 No. 204761

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1
日本共産党新潟市議会議員団 様



CEC新潟情報センター
〒950-0913 新潟市中央区竈
TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引立にてありがとうございます
でございます。
下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計
23,718	23,718	0	79,144	7,914	87,058

品目	伝票No	取引	商 品 名	規格他 / 入金額	数	量	単 価	御 買 上 額	備 考
20	5 13	入金	振込	23,718					
20	5 19	売上	PC-VK23LXZGT 修理代一式			1	30,000	30,000	
20	5 20	売上	5月分 PC対応ノリ環境味ト			1	15,000	15,000	
20	5 20	売上	ESET Endpoint Pro Std 企業 6-24 更新費用 (R2.4.4~R3.3.3)			8	2,550	20,400	
20	5 29	売上	対応ノリノリ料 691枚			1	10,365	10,365	
20	5 29	売上	E/Print ノリノリ料 1,536枚			1	3,379	3,379	
			04/09~05/07 消費税	79,144		1	0	0	
			消費税					7,914	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	8		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 ■ 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年4月1日 から 令和2年4月30日				
支出年月日	令和2年6月5日				
支 出 金 額	3,241 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等4月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,483 \text{ 円} \times 1/2 = 3,241 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

02-06-05 100 *6,483 資料

日本共産党 渡辺 新子 議員 代表 様

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 5月ご請求分	2020年 6月 5日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,483円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金全額収付
(東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年 5月20日発行)

2020年 4月ご請求分	(2020年 5月 7日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
 付につき芝
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計)

6,483円
 6,483円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***



2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

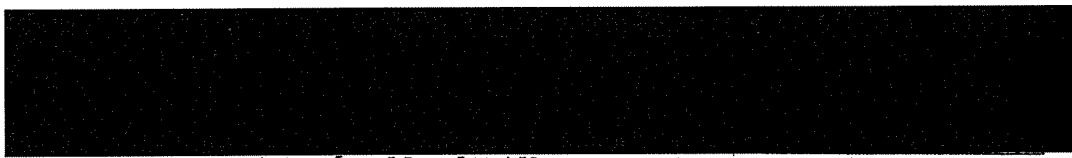
J330B1391002 01358 01358 00 D

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇N.T.T.東日本ご利用分	6,483		
	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーHS)	4月1日～4月30日...お客さま 合算
	-700	にん割・割引料	2021年02月～2021年03月以外 の解約は解約金がかかります 合算
	500	リモートサポートサービス料金	4月1日～4月30日 合算
	500	ひかり電話 (基本料)	4月1日～4月30日 合算
	392	ひかり電話 (通話料)	4月1日～4月30日 合算
	2	ユニバーサルサービス料	4月1日～4月30日...1番号分 合算
	589	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0% 合算
◇合計	6,483	合計	

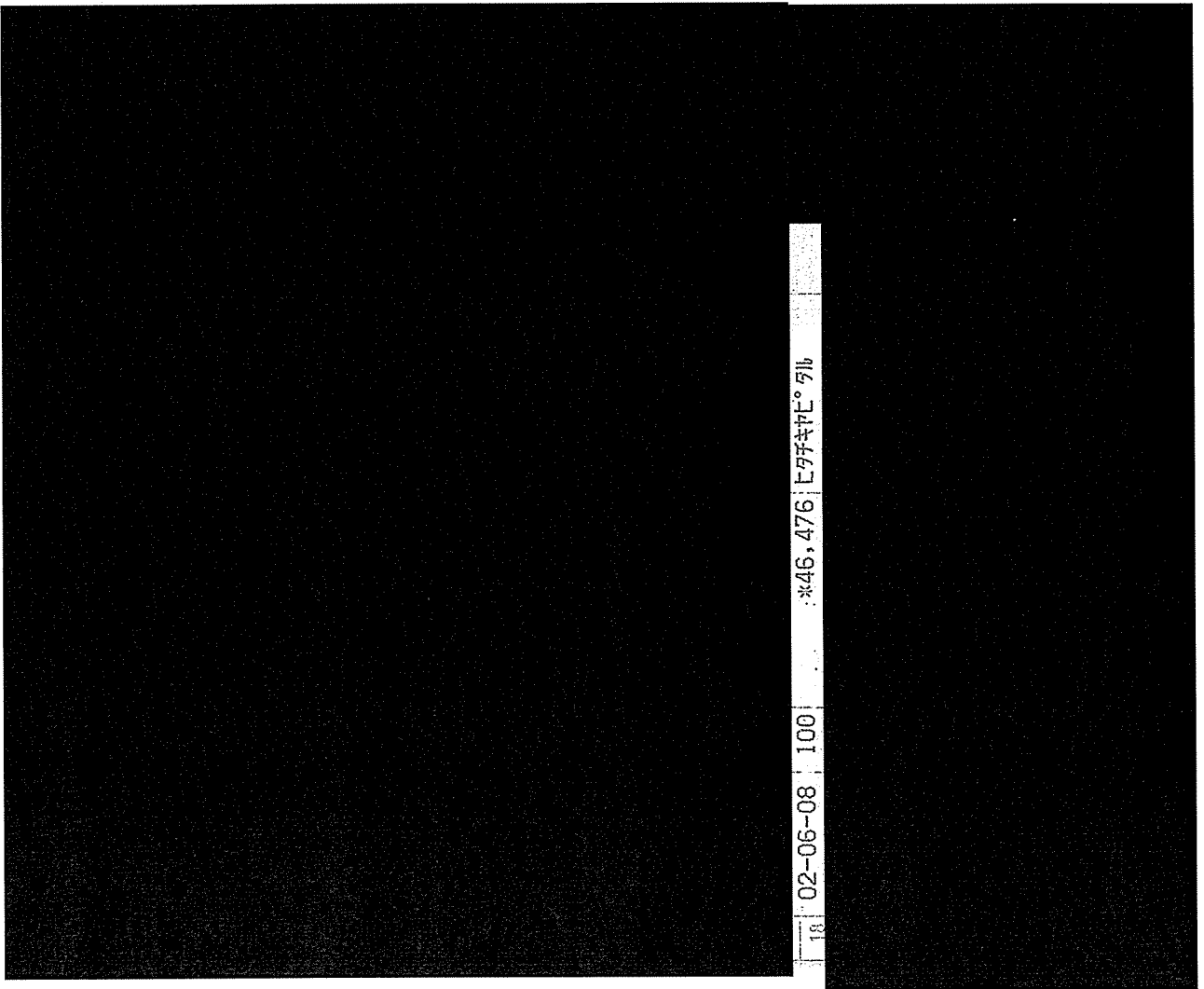
支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	9		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日				
支出年月日	令和2年6月8日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク6月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。



日本共産党 新潟市議団 様
 代表 渡辺 有子



18 02-06-08 100 :*46,476|E77747L°71b

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理責任者	倉茂
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	10		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月2日				
支出年月日	令和2年6月30日				
支出金額	1,742 円				
支出先	株式会社ビジネスパートナー・コア				
使 途 内 容	ケースファイル、ボールペン替芯				
備 考	会派控室用 3,484 円 × 1/2 = 1,742 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

領収証

No. 157 ✓

日本共産党議員団 様 2020年6月30日

金額					
	¥	3	4	8	4 -

但 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額	消費税額等
/	/
10%(税込・税抜)金額	消費税額等
/	/

T 050-0992
 新潟市中央区旭上3丁目16番20号
 プレブンハウス 3F 301号
 ビジネスパートナー・コア
 代表取締役 通浦八重子

現金 カード ()

Hisago #779 登録番号

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

納品書

日本共産党議員団

殿 2020年6月2日



オフィス用品のことなら!!

BP ビジネスパートナー・コア

代表取締役 樋浦 八重子

〒950-0992

新潟市中央区上所上3丁目16番20号

イレブンハウス3 101

TEL:0251282-7602・FAX:0251282-7603

取引銀行

下記の通り納品申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 ケースファイル (3冊入り) A4縦 青	コクヨ 7-950NB	1	バック	392	392	
2 ケースファイル (3冊入り) A4縦 緑	コクヨ 7-950NG	1	バック	392	392	
3 ケースファイル (3冊入り) A4縦 ヒンク	コクヨ 7-950NP	1	バック	392	392	
4 ケースファイル (3冊入り) A4縦 黄	コクヨ 7-950NY	1	バック	392	392	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	1,568	156
				8%		
				非課税		
伝票No. 006568				合計	1,724	※は軽減税率対象

納品書

日本共産党議員団

殿 2020年6月2日



オフィス用品のことなら!!

BP ビジネスパートナー・コア

代表取締役 樋浦 八重子

〒950-0992

新潟市中央区上所上3丁目16番20号

イレブンハウス3 101

TEL:0251282-7602・FAX:0251282-7603


取引銀行

下記の通り納品申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 ボールペン替芯 黒10本	三菱鉛筆 SXR5.24	10	本	800	8000	
2 ボールペン替芯 赤10本	三菱鉛筆 SXR5.15	10	本	800	8000	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	1,600	160
				8%		
				非課税		
伝票No. 006738				合計	1,760	※は軽減税率対象

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	//		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日				
支出年月日	令和2年7月2日				
支出金額	17,027 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料金6月分				
備 考	会派控室用(33,725+330)×1/2				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただし、お取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
02-07-02	280	37 006615
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お 取 引 金 額	
お 振 込	¥33,725	
高 4 階 店	手数料 ¥330	
	お づ り ¥5,945	
12-57	残高(←はお借入残高を表わします)	
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> シーイーシーエイカクタシヨウホウサービス、カ 様 ニホンキョウサントウエイカクタシキカイギイン 様 タシ 電話番号 025-226-3450		
裏面のご案内もご確認ください。		



10699

印紙税申告納
付につき長岡
※※※※※

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

〒951-8126

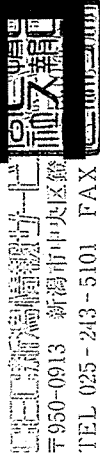
新潟市中央区学校町通1-602-1

2020年 6月 30日

No. 213998



日本共産党新潟市議会議員団様



〒950-0913 新潟市中央区鏡

TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
 下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	繰越御買上合計
87,058	87,058	0	30,659	3,066	33,725
					33,725

品目	得意番号	取割	商品名	品価	振替簿/入金簿	数量	単価	価額	御買上額	備考
20	6	3	振込		87,058					
20	6	20	6月分 PC用リサイクル紙 760枚			1	15,000	15,000	15,000	
20	6	30	リサイクル紙 1,936枚			1	11,400	11,400	11,400	
			05/08~06/07			1	4,259	4,259	4,259	
			消費税	10%対象		1	0	0	3,066	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	12		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日				
支出年月日	令和2年7月6日				
支 出 金 額	3,118 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等5月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,237 \text{ 円} \times 1/2 = 3,118 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

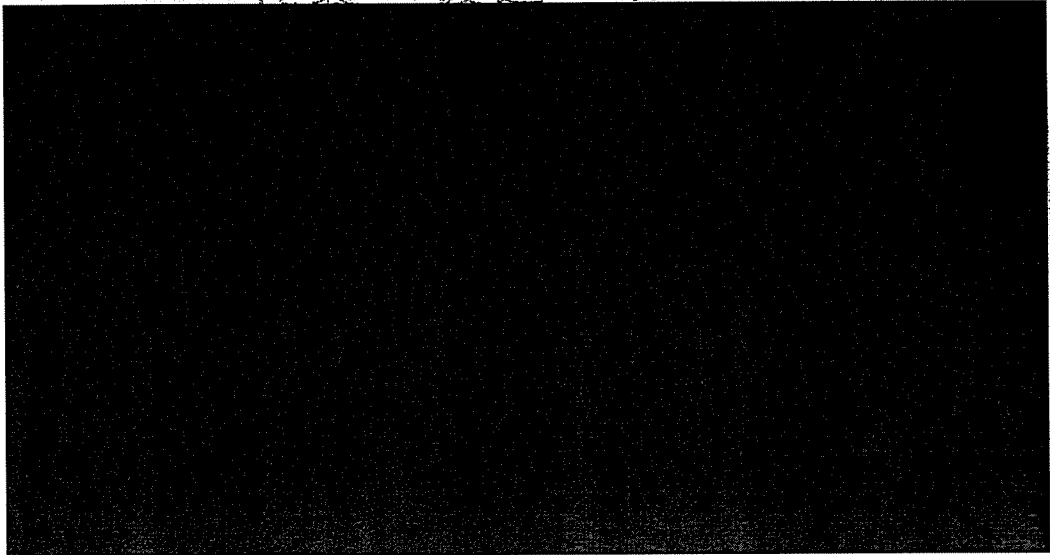
※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

02-07-06 100

*6,237 電話料



日本共産党 新潟市議会 様
代表 渡辺 有子



口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 6月ご請求分	2020年 7月 6日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6, 237 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 口座振替金額収受書 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年 6月22日発行)

2020年 5月ご請求分	(2020年 6月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 483 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
 付につき芝
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計)

6, 237 円
 6, 237 円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

J300B1391005 21252 21252 00 D

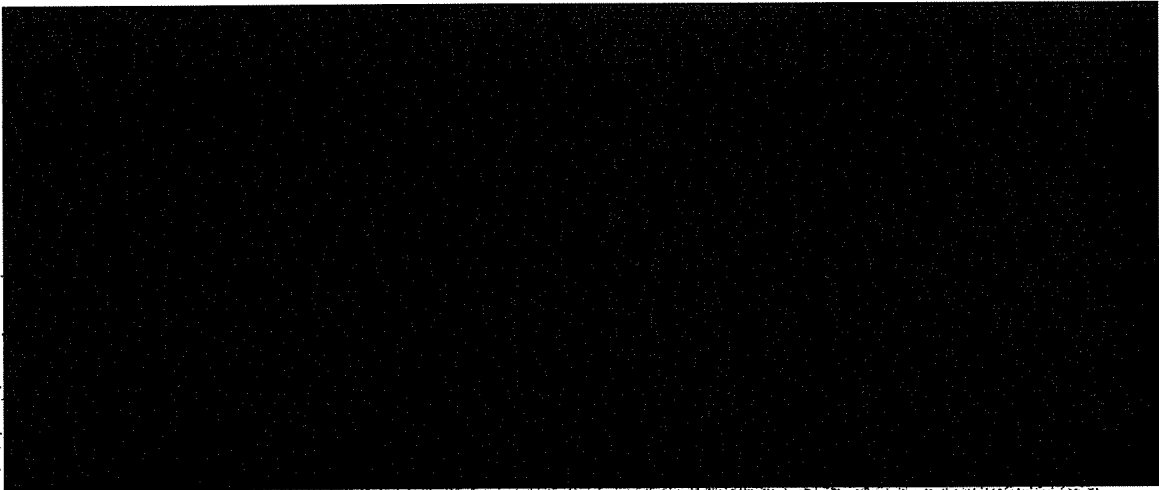
内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆025-223-7748			
◇N.T.東日本ご利用分			
6,237	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 5月1日～5月31日... お客さまID	合算
	-700	におん割 割引料 2021年02月～2021年03月以外の解約は解約金がかかります	合算
	500	リモートサポートサービス料金 5月1日～5月31日	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 5月1日～5月31日	合算
	168	ひかり電話 (通話料) 5月1日～5月31日	合算
	2	ユニバーサルサービス料 5月1日～5月31日 1番号分	合算
	567	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	6,237	合計	

支 出 伝 票

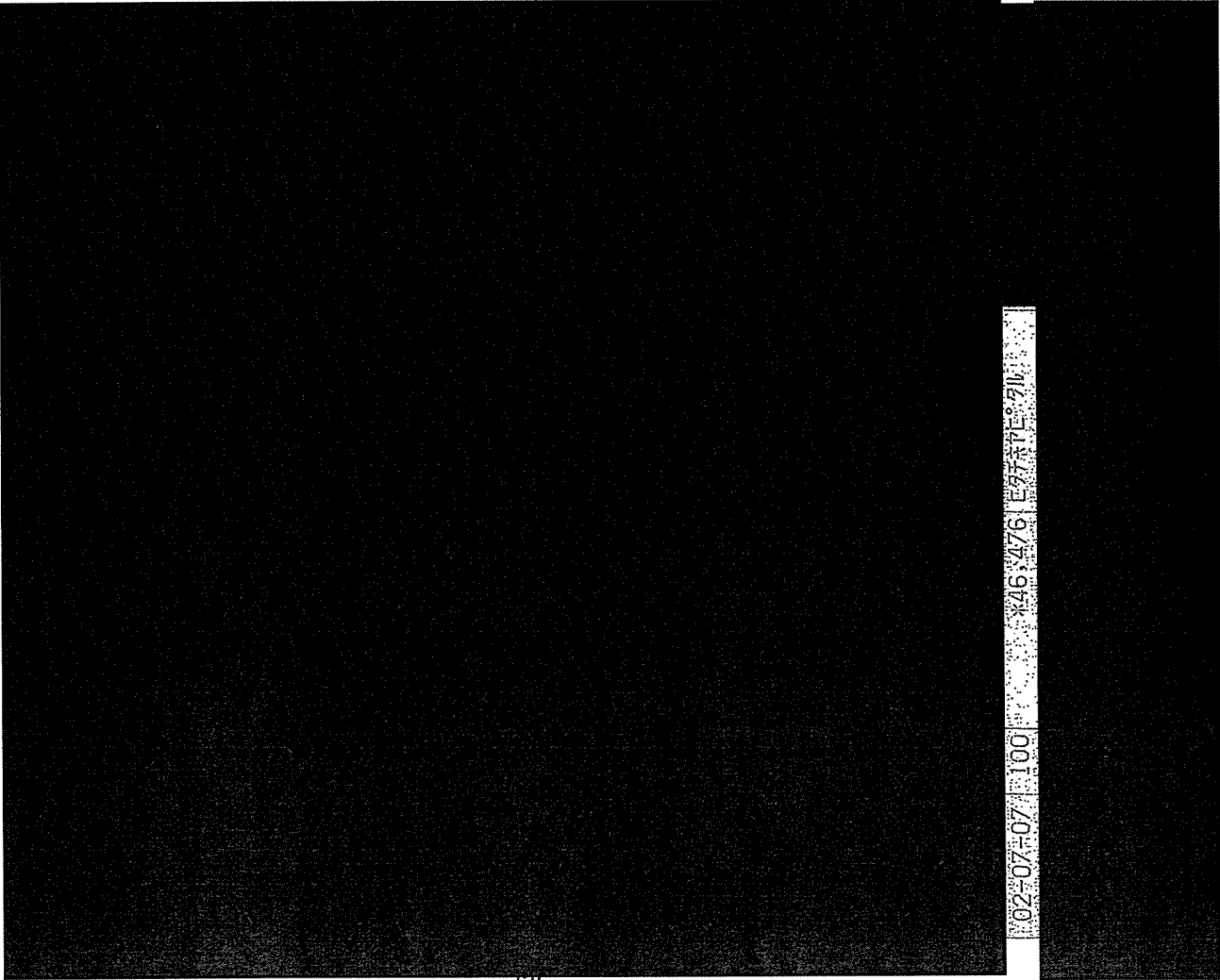
会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	13		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日				
支出年月日	令和2年7月7日				
支出金額	21,258 円				
支出先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク7月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。





日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党
日本共産党



02-07-07 100 46476 577E 711

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	14		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日				
支出年月日	令和2年8月5日				
支 出 金 額	3,175 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等6月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,351 \text{ 円} \times 1/2 = 3,175 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

02-08-05

100

※6,351 電話帳

日本共産党 新潟市議団 様
代表 渡辺 有子

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等請求額引当金 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 7月ご請求分	2020年 8月 5日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,351円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2020年 7月21日発行)

2020年 6月ご請求分 (2020年 7月 6日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,237円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



郵 便 局 振 替

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,351円
6,351円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分	6,351		
	5,200	フレッツ光利用料 (N-ファミリHS) 6月 1日～ 6月30日	合 算
	-700	にねん割 割引料	合 算
	500	リモートサポートサービス料金	合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	合 算
	272	ひかり電話 (通話料)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料	合 算
	577	消費税等相当額 (合計)	合 算
◆合計	6,351	合計	

J330B1301002-01359-01359-00-D
本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。

支出伝票


会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	15		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日				
支出年月日	令和2年8月6日				
支 出 金 額	14,267 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料金7月分				
備 考	会派控室用(28,425+110)×1/2				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。たゞいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	期 番	機 番・通 番
02-08-06	280	37 000605
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引	お取引金額	
お振込	¥28,425	
高 2 円	1 円	4 手数料
硬貨	¥35	おつり
13-29	残高(-はお借入残高を表わします)	
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
 シーイーシーエイカタシヨウホクサービス、カ 様 ニホンキヨウサントウエイカタシギカイギイン タシヨウ 電話番号 025-226-3450		

裏面のご案内もご覧ください。



10699

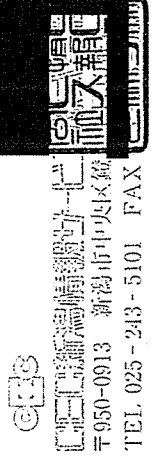
印紙税申告納
付につき長岡

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2020年 7月 31日 No. 223296

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1



日本共産党新潟市議会議員団 様

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
ごぞいます。
下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上総計
33,725	33,725	0	25,841	2,584	28,425
					28,425

日	借	貸	取引	商	品	備	単	量	単	価	備	上	額	備
20	7	2	00192887	入金	振込									
20	7	20	00573292	売上	7月分 PCネットが環境林・ト			1		15,000			15,000	
20	7	31	00575643	売上	PCネットが環境林・ト			1		6,600			6,600	
					PCネットが環境林・ト			1		4,241			4,241	
					PCネットが環境林・ト			1		0			0	
					消費税込					2,584			2,584	
					消費税込									

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	16		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月1日 から 令和2年8月31日				
支出年月日	令和2年8月7日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク8月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

1 02-08-07 100 ※46.476 [777キPE°列]

日本共産党 渡辺 有子 様
新潟市議団 代表

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	高橋
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	17		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年6月20日				
支出年月日	令和2年8月28日				
支 出 金 額	1,045 円				
支 出 先	株式会社ビジネスパートナー・コア				
使 途 内 容	PPCペーパー購入				
備 考	会派控室用 $2,090 \text{ 円} \times 1/2 = 1,045 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

領収証

No. 165

日本共産党義委員団 様 2020年8月28日

金額 2090-

但 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

HISAGO#779

〒950-0992
新潟市中央区上所上3丁目16番20号
レブンハウス3-101
代表取締役 樋浦八重子

登録番号

請求書

日本共産党義委員団

殿 2020年6月20日

BP
オフィス用品のことなら!!
〒950-0992
新潟市中央区上所上3丁目16番20号
TEL(025)282-7602・FAX(025)282-7603
取引銀行

下記の通り御請求申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 PPCペーパー 2500枚入	KW-A4	1	箱	1,900	1,900	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	1,900	190
				8%		
				非課税		
伝票No. 006941				合計	2,090	※は軽減税率対象

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	18		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月1日 から 令和2年8月31日				
支出年月日	令和2年9月2日				
支 出 金 額	11,630 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料8月分				
備 考	会派控室用(23,151+110)×1/2				


領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただしお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日付	02=09=02	店番	280	振替・通番	37003828
銀行番号		支店番号		口座番号	
お取引	お振込	お取引金額	¥23,151		
引当	2	手数料	¥110		
振替	3	おつり	¥39		
残高	¥300	残高(=はお借入残高を表わします)			
12=02					
ホクギンからのご案内またはお振込内容					
シ=イ=シ=ニイカ タジ ヨウホウサービ ス カ 様 シ=ホシキヨウサントウニイカ タジキ カイキ イ 様 電話番号 025-226-3450					
裏面のご案内もご確認ください。					



北越銀行

10699

印紙税申告納付につき長岡宛宛先宛送付

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

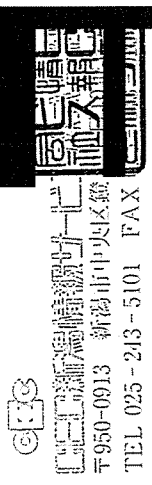
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2020年 8月 31日 № 232557

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



毎度お引き立てにあずかりありがとうございます
 下記のとおり御請求申し上げます。

(025-228-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	費用御買上合計
28,425	28,425	0	21,046	2,105	23,151

品名	数量	単価	御買上額	備
振込入金	1	15,000	15,000	
8月分 PCネットワーク環境維持料	1	3,750	3,750	
前-PC-ファジィ料 250枚	1	2,296	2,296	
E/ケルビ-ファジィ料 1,044枚	1	0	0	
07/08~08/04 消費税			2,105	
10%対象				

支 出 伝 票



会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任 者	菅茂
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	19		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月1日 から 令和2年9月30日				
支出年月日	令和2年9月7日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク9月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2=21,258円				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

5 02-09-07 100 *46,476 亡牙其亡°列

日本共産党 新穂市 渡辺 有子 様

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	20		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日				
支出年月日	令和2年9月7日				
支 出 金 額	3,144 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等7月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,289 \text{ 円} \times 1/2 = 3,144 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

4 02-09-07 100 *6,289 電話料

日本共産党 渡辺 有子 様
新鴻市議団

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金・外金請求書 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 8月ご請求分	2020年 9月 7日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,289円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2020年 8月20日発行)

2020年 7月ご請求分	(2020年 8月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,351円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

郵便便

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,289円
6,289円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分	6,289		
	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS)	00-D
	-700	にねん割 割引料	合 算
	500	リモートサポートサービス料金	合 算
	500	ひかり電話(基本料)	合 算
	216	ひかり電話(通話料)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料	合 算
	571	消費税等相当額 (合計)	
◆合計	6,289	合計	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	2 /		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月1日 から 令和2年9月30日				
支出年月日	令和2年10月2日				
支出金額	16,089 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料9月分				
備 考	会派控室用(31,848 + 330) × 1/2 = 16,089円				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただし、お取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

目 付	店 番	機 番・通番
02-10-02	280	37 007526
銀行番号	支店番号	口 座 番 号
お 取 引		お 取 引 金 額
お振込		¥31,848
借 3	借 2	手数料 ¥330
硬貨 ¥500		おつり ¥322
12=20		残高(一はお借入残高を表わします)
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> ソーシーニイカダシヨウホウサービス カ様 ニホンキヨウサントウニイカダシキカイギン 電話番号 025-226-3450		

裏面のご案内もご覧ください。



10699

印紙税申告納付につき長岡

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

1

2020年 09月 30日 No. 248602

〒951-8126

新潟市中央区学校町通 1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団様



〒950-0913 新潟市中央区
TEL 025-213-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-228-3450)

取引銀行

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上総額	前月御買上総額
23,151	23,151	0	28,953	2,895	31,848	31,848

期	借	借	品	品	品	品	品	品	品	品	品	品	品
20	9	2	00194463	入金	振込	23,151							
20	9	20	00577076	売上	9月分 PCネットが環境味ネット						15,000		
20	9	30	00579280	売上	おまかせハンズ料 730枚						10,950		
					エ/加印ハンズ料 1,365枚						3,003		
					08/05~09/07						0		
					消費税						2,895		

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任 者	倉茂
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	22		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年8月1日 から 令和2年8月31日				
支出年月日	令和2年10月5日				
支 出 金 額	3,092 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等8月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,184 \text{ 円} \times 1/2 = 3,092 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

7 02-10-05 100 6.184 種話料

日本共產黨 漢邊 新 灣市 議會 團 樣

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年 9月ご請求分	2020年10月 5日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,184円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等請求書 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年 9月21日発行)

2020年 8月ご請求分	(2020年 9月 7日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,289円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

寄
が
は
便
郵

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,184円



6,184円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分	6,184	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 8月 1日～ 8月31日	00 D お客 合 算
		-700	にねん割 割引料	さまID: [REDACTED] 2021年02月～2021年03月以 外の解約は解約金がかかります
		500	リモートサポートサービス料金	8月 1日～ 8月31日 合 算
		500	ひかり電話 (基本料)	8月 1日～ 8月31日 合 算
		120	ひかり電話 (通話料)	8月 1日～ 8月31日 合 算
		2	エニバニールサービス料	8月 1日～ 8月31日 1番号分 合 算
		562	消費税等相当額 (合計)	この請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%
◇合計	6,184	6,184	合計	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	23		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月11日				
支出年月日	令和2年10月12日				
支 出 金 額	8,800 円				
支 出 先	株式会社小林印刷所				
使 途 内 容	議員団用封筒代				
備 考	会派控室用 $17,600 \text{ 円} \times 1/2 = 8,800 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

納品書

お客様コードNo. [REDACTED]

951-8126

新潟市中央区学校町通り1

新潟市役所内

日本共産党新潟市議会議員団 御中

2020年9月11日

伝票No. 1083

株式会社 小林印刷所

代表取締役 小林 則夫

〒951-8028 新潟市中央区東湊町3ノ町2569番地

TEL (025)222-8725 FAX(025)222-7418

E-mail: mainpost@kobayashi-insatsu.co.jp

取引銀行 [REDACTED]

担当者: [REDACTED]

下記の通り受領致しました。

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
長3封筒 (ウグイス)	1,000	枚	16.00	16,000	
消費税				1,600	
			合 計	17,600	

摘要 _____

領 収 証

010344.

2020年10月12日

日本共産党新潟市議会議員団様

金額	百万円	千円	円
	7	17	600

収入
印紙

但し、封筒代にて

上記金額正に領収致しました

株式会社 小林印刷所

代表取締役 小林 則夫

新潟市中央区東湊町3ノ町2569番地

TEL (025)222-8725

FAX (025)222-7418

取扱者印

※重ならないように貼付してください。





(〒951-8550) 新潟市中央区学校町通一番町602番1

新潟市議会内
日本共産党新潟市議会議員団

TEL (025) 226-3450

FAX (025) 223-7748

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	24		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年10月1日 から 令和2年10月31日				
支出年月日	令和2年10月19日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク10月分リース代				
備 考	(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2=21,258円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

9 02-10-19 100 *46,476 E77#7L° 列

日本共産党 渡辺 有子 様
新潟市 齋 園

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	倉持
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	25		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月11日				
支出年月日	令和2年10月30日				
支 出 金 額	3,327 円				
支 出 先	株式会社ビジネスパートナー・コア				
使 途 内 容	PPCペーパー購入				
備 考	会派控室用 $6,655 \text{ 円} \times 1/2 = 3,327 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

領収証

No. 176

日本共産党議員団 様 2020年10月30日

金額

¥ 6655 -

但

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

HISAGO #779

登録番号

〒950-0992
 新潟市中央区上3丁目1-6番210号
 レブンハウス
 ビジネスパートナー・コア
 代表取締役 浦八重子

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

日本共産党義委員団

殿 2020年 9月 11日



オフィス用品のことなら!!
 株式会社 ビジネスパートナーズ
 代表取締役 樋浦 八重子
 〒950-0992
 新潟県中央区北新3丁目16番26号
 TEL(025)282-7602 FAX(025)282-7603
 取引銀行

下記の通り御請求申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 PPCペーパー 1500枚入	KW-A3	1	箱	2,250	2,250	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	2,250	225
				8%		
				非課税		
伝票No. 007106				合計	2,475	※は軽減税率対象

請求書

日本共産党義委員団

殿 2020年 9月 11日





オフィス用品のことなら!!
 株式会社 ビジネスパートナーズ
 代表取締役 樋浦 八重子
 〒950-0992
 新潟県中央区北新3丁目16番26号
 TEL(025)282-7602 FAX(025)282-7603
 取引銀行

下記の通り御請求申し上げます。

担当:

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 PPCペーパー 2500枚入	KW-A4	2	箱	1,900	3,800	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	3,800	380
				8%		
				非課税		
伝票No. 007374				合計	4,180	※は軽減税率対象

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	26		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年9月1日 から 令和2年9月30日				
支出年月日	令和2年11月5日				
支 出 金 額	3,140 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等9月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,281 \text{ 円} \times 1/2 = 3,140 \text{ 円}$				
領収書貼付欄 (事務所費)					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

12 02-11-05 100 *6,281 電話對

日本共產黨 渡辺 有子
新鴻市 議會 國
樣

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年10月ご請求分	2020年11月 5日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,281円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年10月21日発行)

2020年 9月ご請求分	(2020年10月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,184円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
 付につき芝
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 6,281円
 (合計) 6,281円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ ***
 フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分	6,281	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS)	9月 1日～ 9月30日 お客様さま1D
		-700	にねん割 割引料	2021年02月～2021年03月以外の解約は解約金がかかります
		500	リモートサポートサービス料金	9月 1日～ 9月30日
		500	ひかり電話 (基本料)	9月 1日～ 9月30日
		208	ひかり電話 (通話料)	9月 1日～ 9月30日
		2	ユニバーサルサービス料	9月 1日～ 9月30日 1番号分
		571	消費税等相当額 (合計)	ご請求となります。合算表示の料金合計×1.0%
◆合計	6,281	6,281	合計	

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	27		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年10月1日 から 令和2年10月31日				
支出年月日	令和2年11月5日				
支出金額	15,724 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料10月分				
備 考	会派控室用(31,118+330)×1/2=15,724円				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機 ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただし、お取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日付	02-11-05	店番	280	機番・通番	37 001416
銀行番号	支店番号	口座番号			
お 振 込		お 取 引 金 額			
お振込		¥31,118			
お振込	お振込	手数料		¥330	
お振込		おつり ¥8,552			
10-26		残高(=はお借入残高を表わします)			
ホクギンからのご案内またはお振込内容					
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>					
ツーイーシーエイカ タン ヨウホウサービ ス カ 様 ニホンキョウサントウエイカ タシキ カイギ イ タン 様 電話番号 025-226-3450					

裏面のご案内もご覧ください。



10699

印紙税申告納
付につき長岡
税務署迄送

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

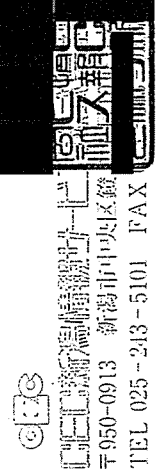
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2020年 10月 31日 No. 257819

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



〒950-0913 新潟市中央区鏡
TEL 025-243-5101 FAX
取引銀行

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は軽減税率適用商品

前号御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計	備考
31,848	31,848	0	28,289	2,829	31,118	31,118

品名	数量	単価	金額	消費税	合計	備考
入金			31,848			
振込						
10月分 PCケーブル環境維持料	1	15,000			15,000	
売上 対応ケーブル料 672枚	1	10,080			10,080	
売上 エンビケーブル料 1,456枚	1	3,209			3,209	
09/08~10/06 消費税	1	0			0	
消費税 10%対象				2,829	2,829	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	吉野
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	28		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年11月1日 から 令和2年11月30日				
支出年月日	令和2年11月9日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク11月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄	(事務所費)				



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

13 02-11-09 100 46,476 円

日本共産党 新潟市議団 代表 渡辺 有子 様

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	29		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年11月1日 から 令和2年11月30日				
支出年月日	令和2年12月4日				
支出金額	11,612 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使途内容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料11月分				
備考	会派控室用 (23,115+110) × 1/2 = 11612				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日付	02-12-04	店番	280	機番・通番	37 004837
銀行番号	支店番号	口座番号			
お取引		お取引金額			
お振込		¥23,115			
品	店	手数料	¥110		
		おつり	¥775		
09-01		残高(=はお借入残高を表わします)			


ホクギンからのご案内またはお振込内容

シーイーシーニカ`タシ`ヨウホウサービ`ス. カ
様

ニホンキヨウサントウニカ`タシキ`カイキ`イン
タシ`ン
様

電話番号 025-226-3450

裏面のご案内もご覧ください。



印紙税申告書
付につき長同

10699

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

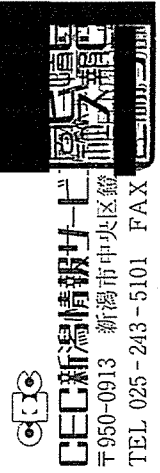
請求書

1

2020年 11月 30日 No. 267041

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
 下記のとおり御請求申し上げます。

(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品



前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御買上合計
31,118	31,118	0	21,014	2,101	23,115
					23,115

日	付	伝票No.	取引	商 品 名	規 格 他 / 入 金 額	数 量	単 価	御 買 上 額	備 考
2011	5	00196059	入金	振込	31,118				
2011	20	00580878	売上	11月分 PCネット環境維持ト		1	15,000	15,000	
2011	30	00582948	売上	PCネット環境維持料 220枚		1	3,300	3,300	
				E/カセットテープ 1,234枚		1	2,714	2,714	
				10/07~11/07 消費税		1	0	0	
				10%対象	21,014			2,101	

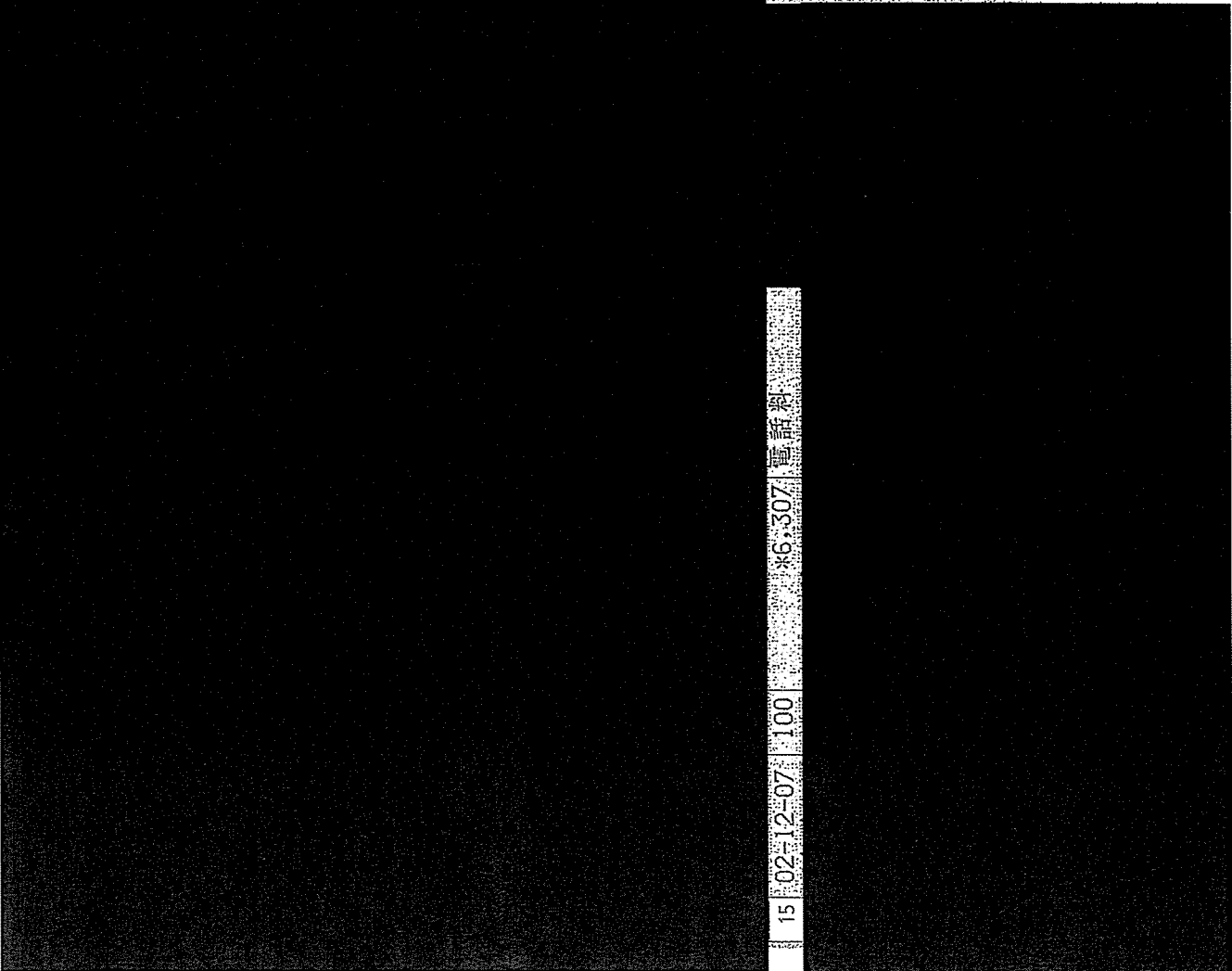
支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	渡辺	経理 責任者	倉茂
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	30		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年10月1日 から 令和2年10月31日				
支出年月日	令和2年12月7日				
支 出 金 額	3,153 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等10月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,307 \text{ 円} \times 1/2 = 3,153 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。



日本共産党 新潟市支部 代表 渡辺 有子 様



15 02 12 07 100 *6.307 電話料

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分			
6,307	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーS)	10月 1日~10月31日: お客 さま正D
	-700	におん割 割引料	2021年02月~2021年03月以 外の解約は解約金がかかります
	500	リモートサポートサービス料金	10月 1日~10月31日
	500	ひかり電話 (基本料)	10月 1日~10月31日
	232	ひかり電話 (通話料)	10月 1日~10月31日
	2	ユニバーサルサービス料	10月 1日~10月31日 1番号分
	573	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%
◇合計	6,307	合計	

国際決済内訳(東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年11月ご請求分	2020年12月 7日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,307円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

国際決済内訳(東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2020年11月23日発行)

2020年10月ご請求分	(2020年11月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,281円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



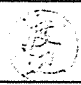

光
が
は
便
郵

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,307円
6,307円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

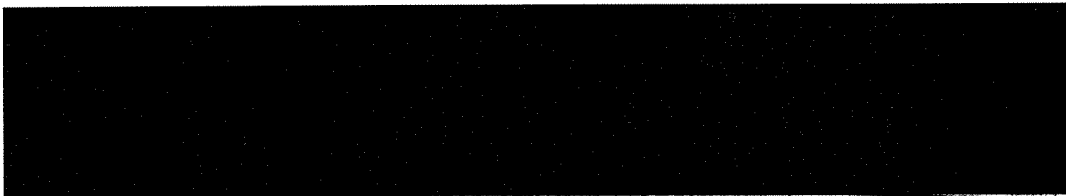
*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「におん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「におん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

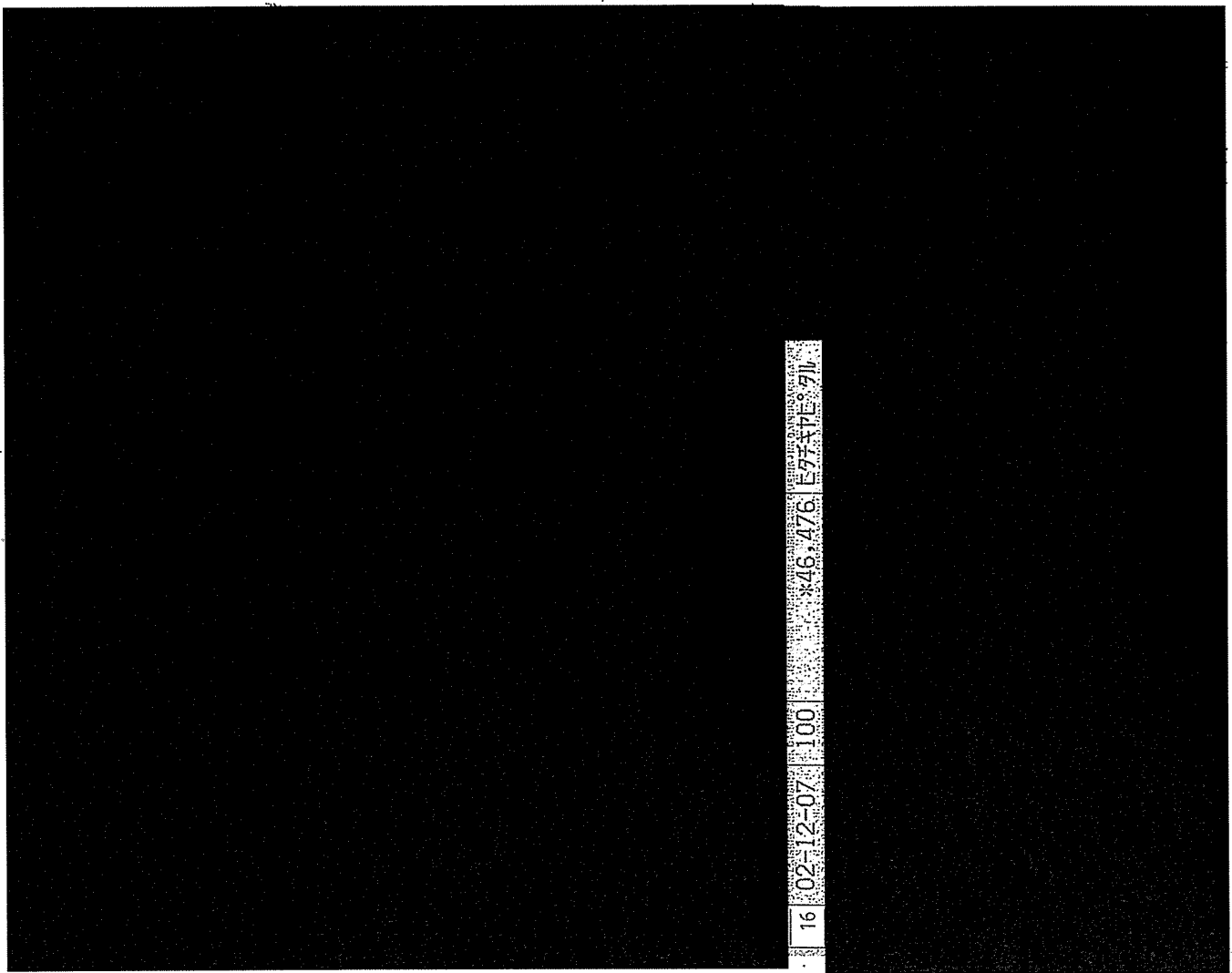
支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	31		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月1日 から 令和2年12月31日				
支出年月日	令和2年12月7日				
支 出 金 額	21,258 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員6人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク12月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。





日本共産党 新潟市議団
代表 渡辺 有子 様



16 02 12-07 100 *46,476 E97ATE97J

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	32		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年11月1日 から 令和2年11月30日				
支出年月日	令和3年1月5日				
支 出 金 額	3,166 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等11月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,333 \text{ 円} \times 1/2 = 3,166 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議会
代表 渡辺 有子 様

*6,333 電話料

19 03-01-05 100

請求項目(金額)	請求金額(円)	請求内容	請求期間	計算
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分				
6,333	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーS)	11月 1日~11月30日: お客さまID	合 算
	-700	にねん割 割引料	2021年02月~2021年03月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	500	リモートサポートサービス料金	11月 1日~11月30日	合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	11月 1日~11月30日	合 算
	256	ひかり電話 (通話料)	11月 1日~11月30日	合 算
	2	ユニバーサルサービス料	11月 1日~11月30日: 1番号分	合 算
	575	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	6,333	合計		

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2020年12月ご請求分	2021年 1月 5日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6, 3 3 3 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
 ※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています [料金問合せ受付時間] 午前9時~午後5時 (土曜・日曜・祝日・年末年始 (12月29日~1月3日) は除きます)
 【ひかり電話ご利用のお客様へ】ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話 (基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます。

【NTTファイナンス】をかたった不審なSMSにご注意ください
 気になることがございましたらNTTファイナンスお客様相談センターまたは最寄りの管轄署へご相談ください。
 NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
 受付時間: 午前9時~午後5時 (土日・祝日・年末年始を除く)



NTTファイナンス株式会社 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2020年12月21日発行)

2020年11月ご請求分 (2020年12月 7日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 3 0 7 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

お支払い



【NTTファイナンスからのお知らせ】
 NTTグループ各社ご請求金額
 NTT東日本分ご請求額 6, 3 3 3 円
 (合計) 6, 3 3 3 円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

NTTファイナンスからのお知らせ
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ
 内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新を希望されたい場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金」【戸建て向けサービスの場合9,500円 (税抜)】、集合住宅向けサービスの場合1,500円 (税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求
 自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新を希望されたい場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金」【戸建て向けサービスの場合9,500円 (税抜)】、集合住宅向けサービスの場合1,500円 (税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	33		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月1日 から 令和3年1月31日				
支出年月日	令和3年1月7日				
支 出 金 額	19,443 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員5人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク1月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890×2/3)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議団
代表 渡辺 有子 様

20 03-01-07 100 46 476 7747E 211

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	39		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月1日 から 令和2年12月31日				
支出年月日	令和3年1月8日				
支出金額	10,969 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料12月分				
備 考	会派控室用(21,828+110)×1/2				

領収書貼付欄

(事務所費)

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	03-01-08	取扱店	281	号機	24	NB	N	銀行番号		口座店		口座番号		通番	15	お取引内容	振 込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	消費税 手数料	円	お取引後元帳残高		円	
	2		2		1					¥21,828		¥110					
ご案内 * * お振込明細 * * 0C0015																	
お振込先 XXXXXXXXXX																	
ご依頼人 シーシーニカ"タシ"ヨウホウサービス(カ) 様 ニホンキョウサントウニカ"タシ"カイキ"インタ"ン 様 TEL025-226-3450																	
10:32																	
おつり ¥162																	

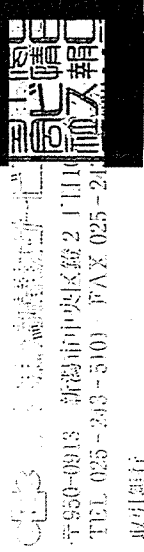
印紙税申告納付につき新潟税務署印紙捺

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
 ◎ご利用のお客様へ □印紙税納付の必要がない場合は、
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおり *印で消しております。
 お支払いいただいております。 裏面のご案内をあわせてご覧ください。
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払い
 いただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



取引銀行
[Redacted]
[Redacted]



(025-226-3450)

*印紙減額率適用商品 ☆印紙減額率適用商品

前月印紙額	号別額	減額	繰上	繰下	繰上	繰下	繰上	繰下	繰上	繰下	繰上	繰下
23,115	23,115	0	19,844	1,984					21,828	21,828		

日	印紙番号	金額	品名	数量	備考	繰上	繰下	繰上	繰下
20.12.4	00196889	入金	振込						
20.12.20	00582649	売上	12月分 PC用リサイクル環境林*ト	1	23,115	15,000			
20.12.25	00584761	売上	リサイクル*チャージ料 100枚	1		1,500			
			リサイクル*チャージ料 1,520枚	1		3,344			
			11/08~12/07	1		0			
			消費税					1,984	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	35		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月20日				
支出年月日	令和3年1月28日				
支 出 金 額	220 円				
支 出 先	株式会社ビジネスパートナー・コア				
使 途 内 容	布粘着テープ				
備 考	会派控室用 $440 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 220 \text{ 円}$				
領収書貼付欄				(事務所費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

領収証

No. 183

日本共産党義員団

様

2021年1月28日

金額	¥	440	-
----	---	-----	---

但 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

HISAGO #779

〒950-0992
新潟市中央区上野上3丁目16番20号
ニチバンハウジング101
ニチバン パートナ
代表取締役 樋浦八重子

登録番号

納品書

日本共産党義員団

殿 2021年1月20日



オフィス用品のことなら!!
ニチバン ビジネスパートナー・コア
代表取締役 樋浦八重子
〒950-0992
新潟市中央区上野上3丁目16番20号
ニチバンハウジング101
TEL:025(25)282-7692・FAX:025(25)282-7693
E-MAIL: [redacted]

下記の通り納品申し上げます。

担当: [redacted]

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
布粘着テープ	ニチバン 102N7-50	1	巻	400	400	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	400	10
				8%		
				非課税		
伝票No. 007691				合計	440	※は軽減税率対象

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	(印)	経理 責任者	(印)
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	36		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月1日 から 令和3年1月31日				
支出年月日	令和3年2月3日				
支出金額	10,365 円				
支出先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料1月分				
備 考	会派控室用(20,620+110)×1/2=10,365円				

領収書貼付欄

(事務所費)



お取引明細票

お取扱日	03-02-03	取扱店	281	号機	24	NB	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	29	お取引内容	振 込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	お振込手数料	お取引後元帳残高		
1	1		6				3			¥20,620	¥110			
ご案内	* お振込明細 *											UC0029		
お振込先													12:06	
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>														
シーシーニイカ`タシ`ヨウホウサービス(カ) 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウニイカ`タシキ`カイキ`インタ`ン 様 TEL025-226-3450													印紙税申告納付につき新潟 税務課印紙貼付	
おつり ¥300														

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
 ●ご利用のお客様へ
 ○ご利用の日および期間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料機認識のとおりにお支払いいただいております。
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

□印紙税納付の必要がない場合は、*印で消しております。
 裏面のご案内を合わせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

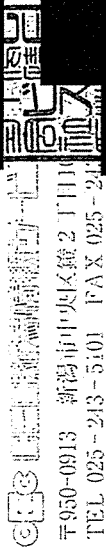
〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

2021年 1月 31日

No. 285532



〒950-0913 新潟市中央区大鐘2丁目11-1
TEL 025-243-5101 FAX 025-243-5102

取引銀行

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ※印は経過措置適用商品

前月御請求額	当月納入金額	繰越額	消費税額等	当月御売上額	消費税額等	当月御売上高計
21,828	21,828	0	1,875	18,745	1,875	20,620
						20,620

品名	仕番	数量	単価	備	御売上額	備
入金	21 1 8 00197731	1	15,000		15,000	
据込	21 1 20 00554518	1	1,545		1,545	
売上	21 1 29 00556714	1	2,200		2,200	
売上						
1月分 FCのワケ環境緑*十						
好北*の*料 108枚						
E/ucit*の*料 678枚						
消費税 10%対象						
18,745						
21,828						

支 出 伝 票

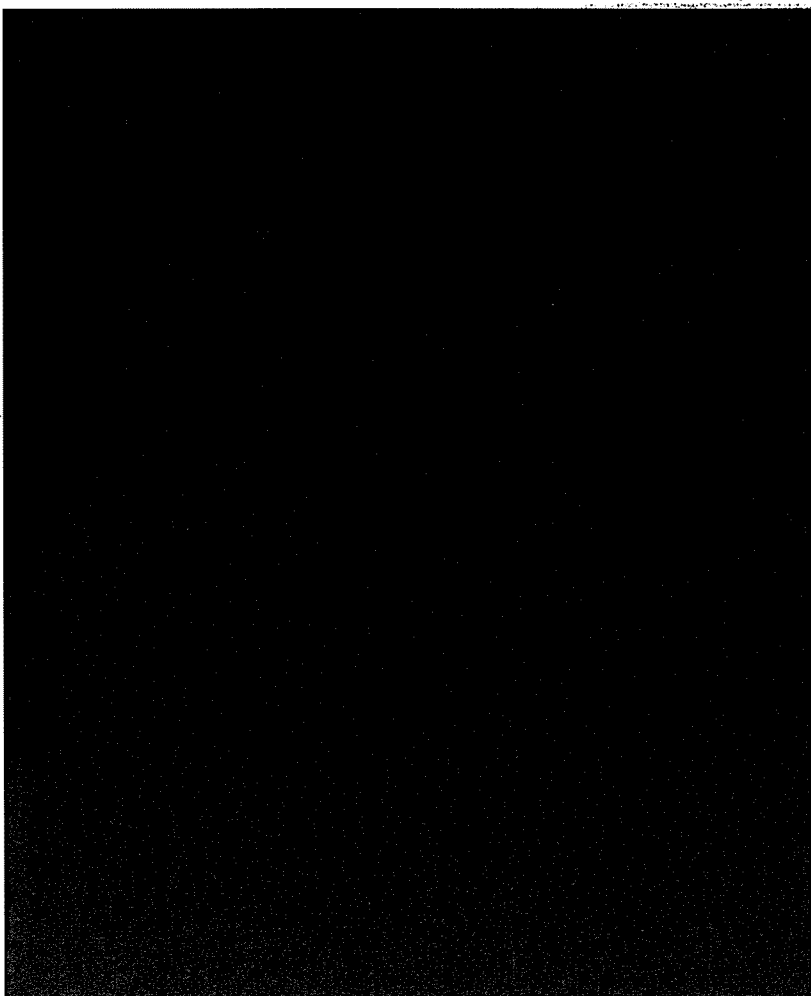
会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	37		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和2年12月1日 から 令和2年12月31日				
支出年月日	令和3年2月5日				
支 出 金 額	3,180 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等12月分電話代				
備 考	会派控室用 6,360 円 × 1/2 = 3,180 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



24	03-02-05	100	*6,360	電話料
----	----------	-----	--------	-----



日本兵曹邊
 渡子
 新瀨市齋園
 様



内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分			
6,360	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 12月1日～12月31日	合算
	-700	にねん割 割引料 2021年02月～2021年03月以外 の解約は解約金がかかります	合算
	500	リモートサポートサービス料金 12月1日～12月31日	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 12月1日～12月31日	合算
	280	ひかり電話 (通話料) 12月1日～12月31日	合算
	2	ユニバーサルサービス料 12月1日～12月31日	合算
	578	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇合計	6,360	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2021年 1月ご請求分	2021年 2月 5日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,360円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2021年 1月21日発行)

2020年12月ご請求分 (2021年 1月 5日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,333円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70





[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,360円
 6,360円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	38		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年2月1日 から 令和3年2月28日				
支出年月日	令和3年2月8日				
支 出 金 額	19,443 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員5人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク2月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890×2/3)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

1 03-02-08 100 *46,476 江戸時代印刷

江戸時代印刷
100
*46,476
江戸時代印刷

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	39		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年2月1日 から 令和3年2月28日				
支出年月日	令和3年3月2日				
支 出 金 額	11,500 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料2月分				
備 考	会派控室用(22,891+110) × 1/2 = 11,500円				

領収書貼付欄

(事務所費)

第四北越銀行

お取引明細票

お取引日	03-03-02	取扱店	281	号機	24	NB	N	銀行番号		口座店		口座番号		通番	136	お取引内容	振 込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	手数料	円	お取引後元帳残高		円	
	2	1								¥22,891		¥110					

ご案内 * お振込明細 * 000136

お振込先

14:05

シーシーエイカ"タジ"ヨウホウサービス(カ) 様

ご依頼人 ニホンキョウサントウエイカ"タジキ"カイキ"インタ"ン 様

TEL025-226-3450

おつり ¥2,009

印紙税申告納付につき新潟税務署様宛様

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。 ▶ 印紙税納付の必要がない場合は

●ご利用のお客様へ * 印で消しております。

○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(消費税)を手数料欄記載のとおり

○お支払いいただいております。 裏面のご案内を合わせてご覧ください。

○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

〒951-8126

新潟市中央区学校町通 1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

2021年 2月 28日

No. 294823



〒950-0913 新潟市中央区鏡2丁目10
TEL 025-243-5101 FAX 025-243-5102

取引銀行

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
ごぞいます。

下記のとおり御請求申し上げます。



(025-226-3450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	20,620	今月御入金額	20,620	繰越額	0	当月御買上額	20,810	消費税額等	2,081	当月御買上合計	22,891	当月御買上合計	22,891
--------	--------	--------	--------	-----	---	--------	--------	-------	-------	---------	--------	---------	--------

目	仕	伝	票	号	取引	商	品	名	規格他/入金額	数	単	価	御買上額	備	考
21	2	3	00198485		入金	振込			20,620						
21	2	20	00586384		売上	2月分 PC材料-環境林-ト					1	15,000	15,000		
21	2	26	00588473		売上	杉-北-材-ギ料 182枚					1	2,880	2,880		
						モノ北-材-ギ料 1,332枚					1	2,930	2,930		
						消費税		10%対象	20,810				2,081		

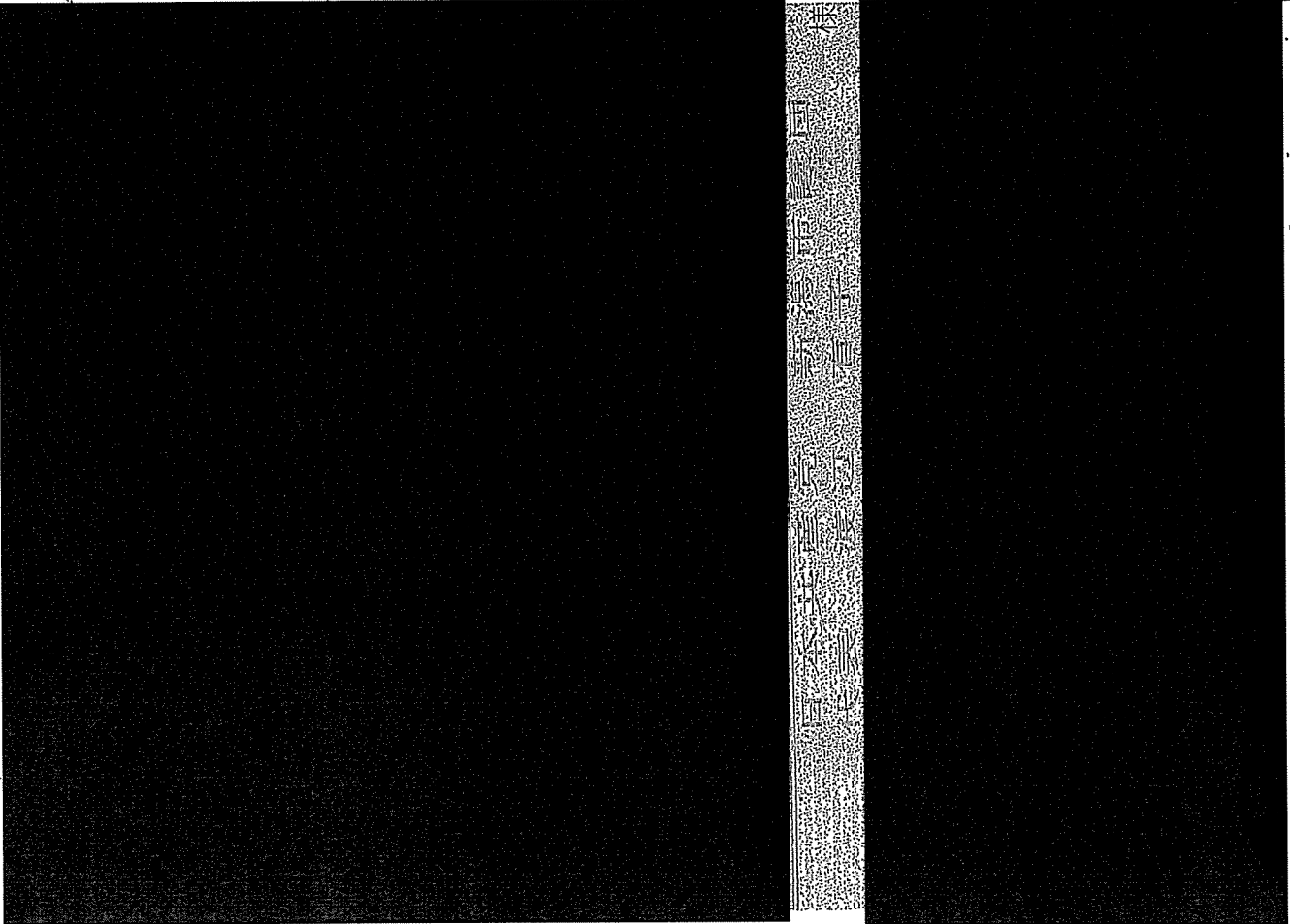
支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	40		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年1月1日 から 令和3年1月31日				
支出年月日	令和3年3月5日				
支 出 金 額	3,101 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等1月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,202 \text{ 円} \times 1/2 = 3,101 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。



4 03 03 05 100 6 202 實 証 料



内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分	6,202		
	5,200	フレッツ光利用料 (N-ファミリーS) 1月 1日～ 1月31日	合 算
	-700	にねん割 割引料 2023年02月～2023年03月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	500	リモートサポートサービス料金 1月 1日～ 1月31日	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 1月 1日～ 1月31日	合 算
	136	ひかり電話 (通話料) 1月 1日～ 1月31日	合 算
	3	ユニバーサルサービス料 1月 1日～ 1月31日	合 算
	563	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇合計	6,202	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 口座振替金額収取部 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2021年 2月ご請求分	2021年 3月 5日 (金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,202円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748
ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 2月20日発行)

2021年 1月ご請求分	(2021年 2月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,360円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***



印紙税申告納付につき 税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,202円
6,202円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

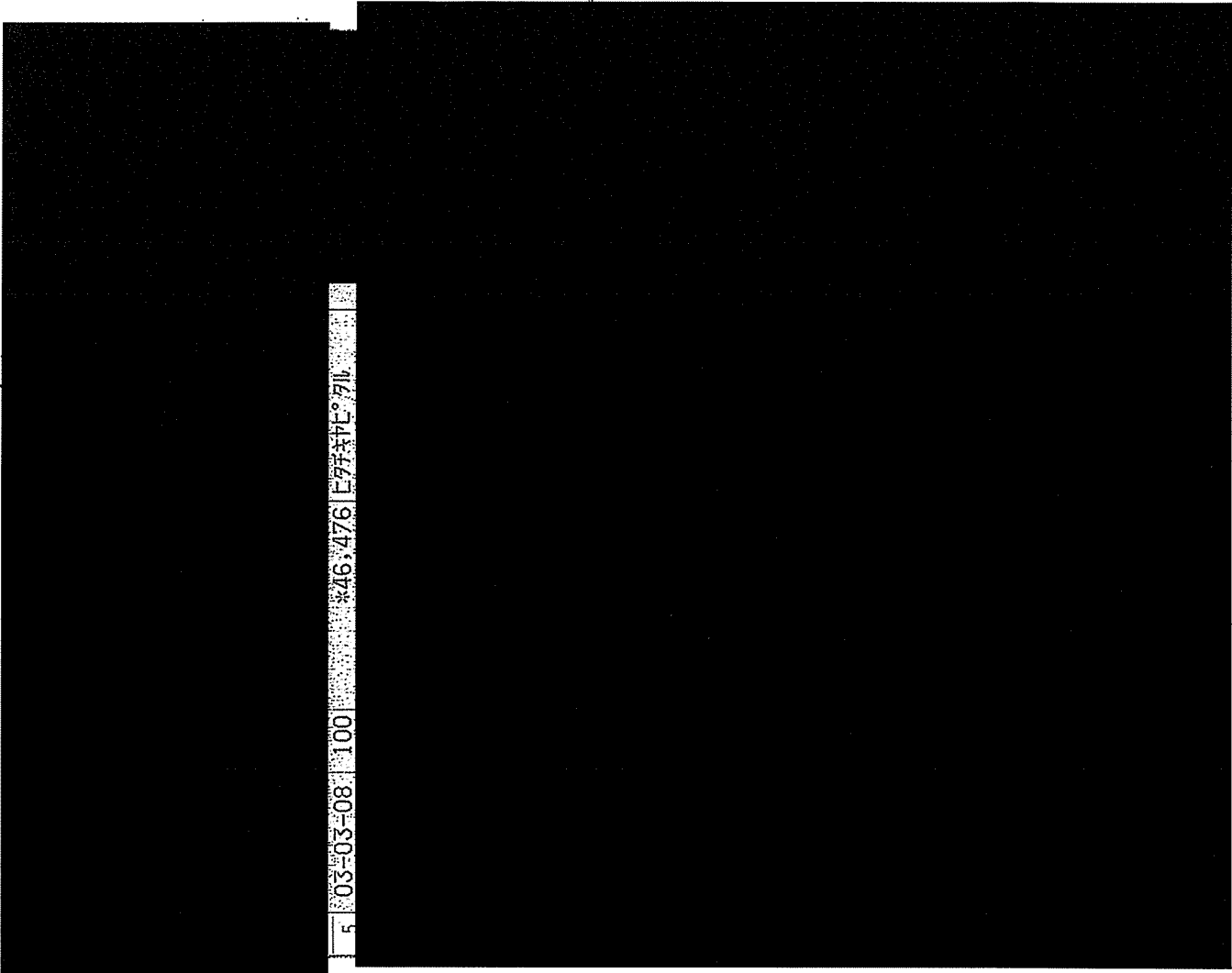
*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客様へのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金 [戸建て向けサービスの場合10,450円 (税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円 (税込)] がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

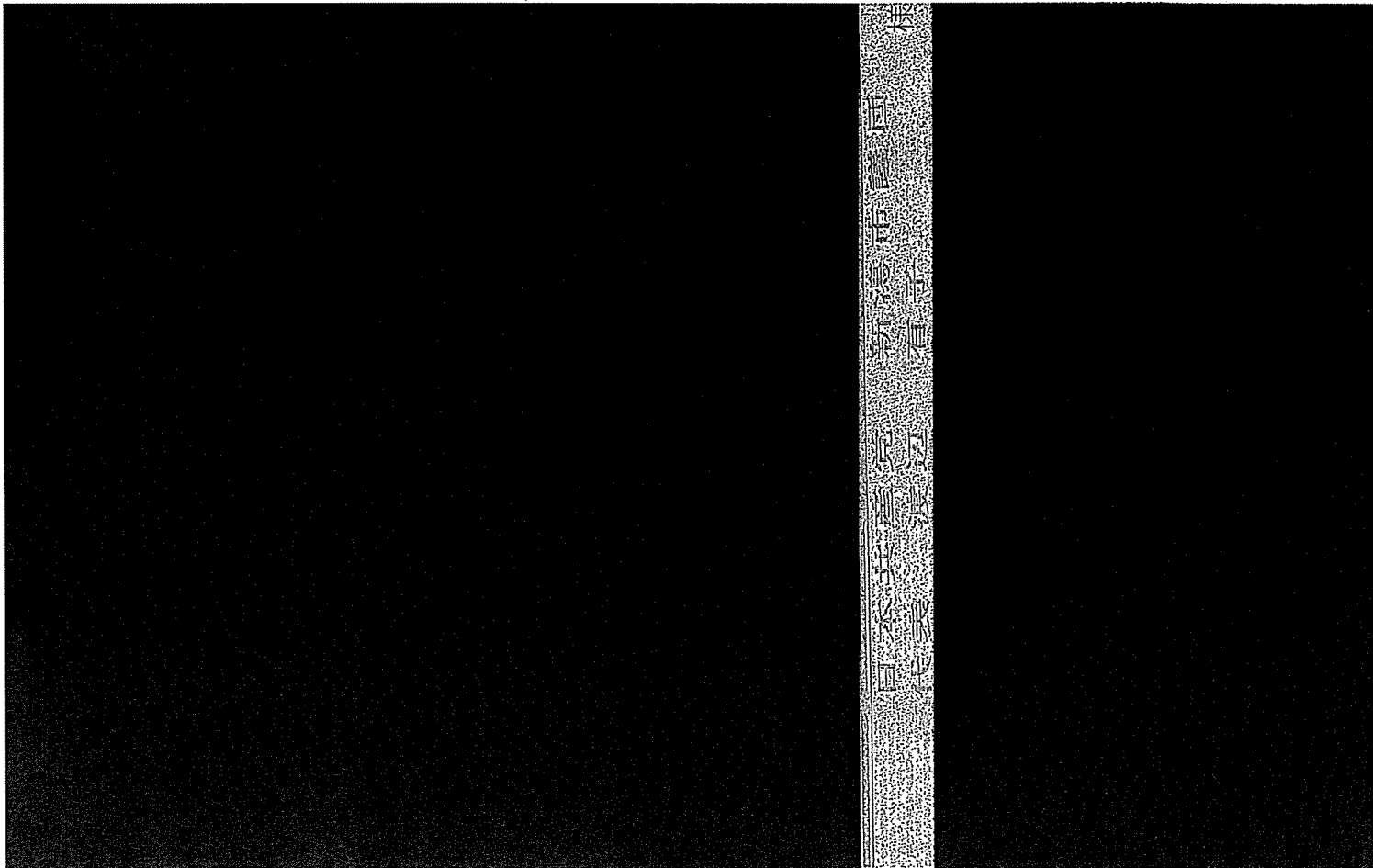
支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	41		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年3月1日 から 令和3年3月31日				
支出年月日	令和3年3月8日				
支 出 金 額	19,443 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(議員5人、政務活動補助員1人分)、複合機、ハードディスク3月分リース代				
備 考	会派控室用(11,880×2/3+13,770+6,696+3,240+10,890×2/3)×1/2				
領収書貼付欄					(事務所費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。




5 03-03-08 100 46,476 71



46,476 71

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者 
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	42	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	令和3年1月29日 から 令和3年3月25日			
支出年月日	令和3年3月25日			
支出金額	2,585 円			
支出先	株式会社ビジネスパートナー・コア			
使途内容	PPCペーパー他購入			
備 考	会派控室用 5,170 円 × 1/2 = 2,585 円			
領収書貼付欄			(事務所費)	

領収証

No. 191

日本共産党議員団

様

2021年3月25日

金額

¥ 5,170 -

但 カード決済でL7 PPCペーパー・ポチキ針・紙紐代等
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

HISAGO #779

〒950-0992
 新潟市中央区土所上3丁目16番20号
 レブンハウス
 ビジネスパートナー・コア
 代表取締役 樋浦八重子

登録番号

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

納品書

日本共産党義員団

殿 2021年 1月 29日



オフィス用品のことなら!!

株式会社 ビジネスパートナー・コア

代表取締役 樋浦 八重子

〒950-0992

新潟市中央区上所上3丁目16番20号

イレブンハウス3-101

TEL(代)(025)282-7602 ・ FAX(025)282-7603

取引銀行

下記の通り納品申し上げます。

担当: [Redacted]

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 カートリッジ 2本	三菱鉛筆 PUSR-80Y	20	PAC	64	1,280	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	1,280	128
伝票No. 007789				8%		
				非課税		
				合計	1,408	※は軽減税率対象

納品書

日本共産党義員団

殿 2021年 3月 25日



オフィス用品のことなら!!

株式会社 ビジネスパートナー・コア

代表取締役 樋浦 八重子

〒950-0992

新潟市中央区上所上3丁目16番20号

イレブンハウス3-101

TEL(代)(025)282-7602 ・ FAX(025)282-7603



取引銀行

下記の通り納品申し上げます。

担当: [Redacted]

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 PPCペーパー 2500枚入	KW-A4	1	箱	1,900	1,900	
2 ホッチキス針	マックス NO. 10-1M	10	個	72	720	
3 紙紐	リュウグウ HMMI120 エコひも君	2	巻	400	800	
(摘要)				税率	対象金額	消費税
				10%	3,420	342
伝票No. 008186				8%		
				非課税		
				合計	3,762	※は軽減税率対象

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	43		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年2月1日 から 令和3年2月28日				
支出年月日	令和3年4月5日				
支 出 金 額	3,123 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等2月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,246 \text{ 円} \times 1/2 = 3,123 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

7 03-04-05 100 *6,246 電話料

日本共産党
新澤市
新澤市
新澤市

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分 6,246	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーHS) 2月1日～2月28日 お客さまID [REDACTED]	合算
	-700	にねん割 割引料 2023年02月～2023年03月以外の解約は解約金がかかります	合算
	500	リモートサポートサービス料金 2月1日～2月28日	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 2月1日～2月28日	合算
	176	ひかり電話 (通話料) 2月1日～2月28日	合算
	3	ユニバーサルサービス料 2月1日～2月28日 1番号分	合算
	567	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10.0%	
◇合計 6,246	6,246	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2021年 3月ご請求分	2021年 4月 5日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,246円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等金額取証 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 3月21日発行)

2021年 2月ご請求分	(2021年 3月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,202円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



社 会 便 郵

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 6,246円
(合計) 6,246円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合10,450円(税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円(税込)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	令和2年度	整理番号 (項目別)	44		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 ■ 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年3月1日 から 令和3年3月31日				
支出年月日	令和3年4月13日				
支出金額	12,228 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、コピーチャージ料3月分				
備 考	会派控室用 (15,000+3,735+3,476+22) × 1.1 × 1/2				

領収書貼付欄

(事務所費)

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	03-04-13	取扱店	281	号機	24	NB	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	114	お取引内容	振 込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	お取引後元帳残高			
4		2								¥41,286				
<small>ご案内</small> * <small>お振込明細</small> * 0C0114														
<small>お振込先</small> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 5px 0;"></div>														
14:19														
<small>ご依頼人</small> シーシーエイカ"タジ"ヨウホウサービス(カ) 様 ニホンキヨウサントウエイカ"タシキ"カイキ"インタ"ン 様 TEL025-226-3450														
<small>おつり</small> ¥384														

印紙税申告納付につき新潟県税務署印紙券

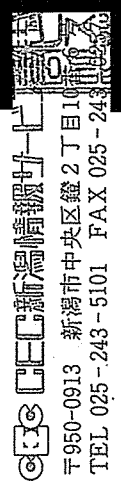
毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
 ◎ご利用のお客様へ
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料機記載のとおりお支払いいただいております。
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2021年 3月 31日 No. 304179

〒951-8126
新潟市中央区学校町通1-602-1
日本共産党新潟市議会議員団様



〒950-0913 新潟市中央区鏡2丁目10-7
TEL 025-243-5101 FAX 025-243-5103

取引銀行
振込先 シーイーシーニイガジヨウカホウキサービス(株)

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。



(025-228-8450)

*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御原上額	消費税額等	合計
22,891	22,891	0	37,533	3,753	41,286
41,286					41,286

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
21 3 21 00199289 入金 振込			22,891		22,891
21 3 20 00588121 売上 3月分 PC用紙・複写機・ト	1	15,000	15,000		15,000
21 3 30 00590525 売上 対応用紙 249枚	1	3,735	3,735		3,735
21 3 30 00590525 売上 対応用紙 1,580枚	1	3,476	3,476		3,476
21 3 30 00590525 売上 対応用紙 3枚	1	22	22		22
消費税 10%対象			3,753		3,753

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	令和2年度	整理番号 (項目別)	45		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	令和3年3月1日 から 令和3年3月31日				
支出年月日	令和3年4月30日				
支 出 金 額	3,286 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX代等3月分電話代				
備 考	会派控室用 $6,572 \text{ 円} \times 1/2 = 3,286 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

10 03-05-06 100 O 16.572 電話機

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇N.T.T.東日本ご利用分			
6,572	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーHS) 3月1日～3月31日	合算
	-700	にねん割 割引料	合算
	500	リモートサポートサービス料金	合算
	500	ひかり電話 (基本料)	合算
	472	ひかり電話 (通話料)	合算
	5	ユニバーサルサービス料	合算
	597	消費税等相当額 (合計)	合算
◇合計	6,572	合計	合算

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2021年 4月ご請求分	2021年 5月 6日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,572円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 通話料等料金徴収 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	025-223-7748
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 4月21日発行)

2021年 3月ご請求分	(2021年 4月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,246円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,572円
6,572円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。
*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合10,450円(税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円(税込)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

